

第29回食料・農業・農村政策審議会企画部会議事録

日時：平成17年2月10日（木） 10：02～13：13

場所：日本郵政公社本社2階共用会議室A～D

○生源寺部会長 おはようございます。まだお見えになっておられない委員もございますけれども、定刻でございますので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第29回企画部会を開催いたします。

なお、本日は八木会長、江頭委員、大木委員、大庭委員、平野委員、森野委員、安土専門委員、立花専門委員が所用によりご欠席でございます。

また、本企画部会は公開されており、一般公募により107名の方から傍聴の申し込みがあり、本日お見えになっております。また、資料、議事録等につきましては、すべて公開することになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

本日は、岩永副大臣、また大口大臣政務官にご出席いただく予定でございますが、少々到着が遅れておられるということでございますので、到着され次第、岩永副大臣からごあいさつをいただくということにしたいと思います。

それでは、テレビカメラは一旦ここでご退席いただけますでしょうか。副大臣のごあいさつのときに改めて入っていただくような形にいたしたいと思います。

それでは、議事に入りたいと思います。本日は、新たな基本計画の取りまとめに向けた議論の第1回目でございます。最初の議論の素材といたしまして、今までの企画部会でのご議論を踏まえ、基本計画に盛り込むべき内容の大筋を整理した骨子の案を事務局に用意していただきましたので、これについて皆様方からご意見を頂戴いたしたいと思います。また、農地制度の改正についての資料も併せて事務局から提出していただいております。

議事の進め方でございますが、まず農地制度の改正につきまして、事務局から資料のご説明をお願いし、委員の皆様からご意見等があれば承りたいと思います。その後、基本計画の骨子案につきまして、事務局から資料の説明をお願いし、12時30分頃までを目途に意見交換を行いたいと思います。なるべく多くの時間を意見交換に充てたいと考えておりますので、これも毎度のことございますけれども、事務局からの説明は簡潔にお願いいたしたいと思います。また、本日は安高委員から、テーブルの上にございますけれども、「経営安定対策（直接支払い）の対象となる担い手の要件についての提案」並びに「営農シミュレーションと農業経営の考え方」という資料が提出されておりますので、ご紹介いたします。

それでは、岩永副大臣がご到着でございますので、一言ごあいさつを頂戴いたしたいと思います。

○岩永副大臣　　今日は第29回目の企画部会をご開催いただき、委員並びに専門委員、臨時委員の先生方には本当にたびたびご出席をいただき、真剣なご議論をいただいておりますことを、私の立場からも厚く御礼申し上げる次第でございます。本当にありがとうございます。

先般、農水省の中で担い手創成プロジェクトチームというのを立ち上げました。私が座長に座りまして、これから農水省も担い手の創成に向けてさらに努力していくとしているところであります。JA中央会並びに農業会議所におきましても担い手のための組織をおつくりいただきまして、今3者で国レベルでの協議機関をつくり上げたところでございます。これを県段階並びに市町村段階にまでおろしながら、新しい農業の創成に向けて、この夏を頂点にしながら全国展開を図っていきたいと思っているところでございます。

先生方には1年にわたって本当に精力的にご審議をいただき、感謝申し上げているところでございます。いよいよ新たな基本計画の取りまとめに向けた議論に入るわけでございますが、取りまとめに向けた議論の1回目として提出させていただきます資料は、基本計画に盛り込むべき内容の大筋を整理した骨子案でございます。1年間の集大成となります新たな基本計画の取りまとめに向けて、引き続き活発で忌憚のないご意見を賜りますようにお願い申し上げたいと思います。

今日はできるだけ聞かせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○生源寺部会長 どうもありがとうございました。

また、大口大臣政務官がご到着でございますので、ご紹介申し上げます。

それでは、テレビカメラの退室をお願いいたします。

それでは、改めて議事に入りたいと思いますけれども、まず農地制度の改正につきまして、事務局から資料のご説明をお願いいたします。

○須賀田経営局長 資料番号の3、「農地制度の改正について」という横紙の冊子を配付させていただいております。これは「制度の改正」と書いてございますけれども、農地の問題ということを運用面、予算の措置を含めまして今後どのように展開していくかということの考え方を示したものでございます。

めくっていただきまして1ページ、「担い手への農地の利用集積の促進」という表題のペーパーがございます。左上にございますように、現状では、水田と畠に分けますと、水田の方で担い手への集積の割合は36%にすぎないということで著しく低いということでございまして、水田農業においてこの担い手の育成が急がれいるということでございます。仕組みといしましては、左下に地域水田農業ビジョン、現在進めております米政策改革の中で、JA等が中心となってビジョンづくりを進めておりますけれども、その中に3として担い手の明確化と水田利用集積目標というものを書いて、担い手の育成を推進していくというビジョンが示されるということになっておりまし、右上の方に、市町村が作成する農業振興に関する計画なり構想の中にも担い手の問題というのをマスタープランとして掲げるということになっておりまして、その両者を受けまして、右下にございます、これは集落段階での取組でございます。農用地利用規程というものを集落段階でつくりまして、それをもとにして集落営農なり担い手なりを育成していくということでございます。

めくっていただきまして2ページでございます。本部会でも、この仲介する公的機関の機能を強化すべきではないかというご意見がございました。現在、農地保有合理化法人ということで、農地の貸し借りなり売買をあっせんする機関がございま

す。各県にありますのは県公社、市町村や農協にもその機能がございまして、これは農地のあっせんをするわけでございますけれども、その農地の借受け、貸付け等をする際に、法人経営を育成するために、金銭出資の機能も新しく付与したいということで、金銭出資も新しくするというのがこの上の方でございます。

下の方は、貸付信託ということで、農地所有者から農地の信託をいたしまして、現在売渡しの機能しかないところに、農地の貸付信託も新たに行えるようにするということでございます。所有者にとっては安心して信託に出せる、受け手にとっては安心して借りられるということでございます。信託の場合は貸付期間に制限がございませんので、相当長く貸すことができる。また、出し手の方は、公的機関が間にありますので、安心して収益金を受け取ることができるという仕組みでございます。

3ページでございます。集落段階でつくります規程の充実の問題でございます。左側に「集落での合意事項（例）」と書いてございます。今後の取組に関しまして農業団体等から要望のあった事項でございます。こういう問題を集落の合意といたしまして、そして担い手の育成に取り組みたいという要望でございました。一番上の「農用地の利用に関する基本的な方針」から、一番下の「農地の利用区分に関する合意」というところまで要望がございました。現在足りない部分が赤い部分でございまして、一番上の「農用地の効率的・総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項」等を始めといたしまして、担い手に対する農地利用集積の目標、あるいは飛ばしまして真ん中辺にございます、借受け・買入れ協議の対象先としての特定農業法人を追加する。そして、集落営農を組織する際に一番問題になりますのが、高齢者あるいは女性の方々の役割分担がはっきりしていないということでございますので、その役割分担でございます、例えば、基幹的な作業は営農組織、日常の水管理、草刈り等は地権者等々を明確化いたしまして、集落営農等に取り組むという体制を充実するということでございます。

4ページが、現在あります受託組織等を含みます集落営農から特定農業団体へ移るときに、どういうことが必要になってくるかということでございます。集落営農でございますので、特定農業団体のところにございます、集落の相当部分を受託す

る。そして、経営体として規約というものを策定する。将来は法人化に向かって進んでいただく。そして、集落営農を組織する際に何がメリットなのかということを参加者は聞くわけでございまして、こういう経理をしてこのように利益配分すれば従来よりもメリットがありますという経理を一元的にやっていただくということがこの条件でございます。

5ページでございます。一時、LLC、LLPについて立花委員からご提案がございまして、現在、経済産業省の方で LLP—Limited Liability Partnership、日本語でいいますと、その真ん中辺にございますけれども、有限責任事業組合でございまして、民法における組合の特例でございます。これは上にございますけれども、複数の人達が出資しまして、そしてそういう契約的結合のもとにそれらの人達が共同で事業をするという仕組みでございます。誤解のないように申し上げますと、これは法人ではございませんので、団体の結合は非常に弱く、個人個人が事業の主体として出てくるものでございます。ただ、その出資し合った財産は共有財産として管理されるというものでございます。

この特徴は、ピンクで①、②、③とございます。無限責任ではないということでございまして、出資を限度の有限責任で、これが民法組合との違いでございます。それから、内部の問題は非常に柔軟で、出資に応じた分配というのではなくて、それにこだわらず、働きに応じた分配も可能にするという内部の柔軟な自治がある。そして、左側に③がございますが、法人税が課税されずに、個人の構成員の課税ということでございます。例えば、集落営農を組織する際のネックにこの課税問題があるわけでございます。これを活用する余地があるのではないかということでございます。ただ、この有限責任制をとるために、第三者との関係で債権者保護のために結構厳しい規制が敷かれ、登記もきちんとしないといけないといった仕組みになっておりますので、現場でうまく活用できるかどうか、なお検討・研究の余地があろうかと思っております。

6ページでございます。集落営農等を組織する場合に、参加農家にとって何がメリットなんですかと聞かれるわけでございます。一つは、個人個人が持っている機械を処分いたしまして、効率的に機械を利用できるということに伴うコストダウン

でございます。それからもう一つは、農地を集団化、団地化しなければもう一つのコストダウンができないわけでございまして、農地を集団化、団地化するということが必要になってくるわけでございます。いろいろな仕組みがございまして、左の上に「担い手育成総合支援協議会」ということで、各団体が協議会をつくりまして、国の方からいろいろな支援の事業があるというのが一つでございますし、右の方には「利用集積計画」がございまして、今の仕組みのもとにみんなで合意の上で集団利用計画をつくろうではないか等々がございますけれども、やはり真ん中にございます農業委員会が交換分合をするという機能がございまして、左にございますようなA、B、C、Dばらばらに分散した所有形態を、そういうあらゆる機能を使いまして、右のように集団化、団地化したような形態に直していく。こういうもとで集落営農のメリットを出すということが必要になってくるわけでございまして、これも推進していきたいと考えております。それから、この機能は、個別の大きな担い手と集落営農の間で農地の取り合いといった問題があるという問題提起がございまして、その場合に、個別の大きな担い手さんはこちらの方の農地を、集落営農にはこちらをというあっせんにも使えまして、現実に私が訪ねていきました滋賀県の集落営農ではそういうことをきちんと仕分けしているということがございました。

次に7ページでございます。これは、一部に農地版の定期借地権というものを考えたらどうかというのがございます。定期借地権と申しますのは、借地借家法で更新が認められやすいということで、マンション等の用地に土地所有者がなかなか提供しない。提供すると戻らないとか、あるいは戻る場合でも高額な立ち退き料を要求されるとか、そういう問題がありまして、平成4年の借地借家法の改正で、50年なら50年後には必ず更地で戻ってくるという定期借地権制度が導入されたわけでございます。その農地版もどうかという話が一部にございます。左が現在の規制でございます。原則は、左の①にございますように、貸したら取られるのではないか、これは不在地主の持っている小作地、あるいは在村地主の一定面積以上の小作地、これは国家買収だと、これが農地改革だったわけでございますけれども、その原則は今も残っているわけでございます。その下にございます、一旦貸したら戻らないということで、期間の定めのある、あるいは期間の定めのない賃貸借をいたします

と、その終了時に戻してもらう場合に許可が要る。その許可がなかなかおりないと
いうことで、一旦貸したら戻らないという規制がありまして、なかなか借地が進ま
ない理由ということで掲げられていたわけでございます。だんだんその規制をなく
していくまして、この右側にございます、今、農用地利用集積計画という市町村が
策定する計画に基づいてやりましたらこれらの規制がすべて外れるということで、
貸しても必ず返ってくる状況になっておりまして、右の下にございますように、賃
貸借のうちこの仕組みでやっているのが96%ということでございます。規制がない
わけでございます。逆に、今度は受け手の方から、もっと長く安定した借地権が設
定できないのかという提起をされているわけでございます。

8ページでございます。これも団体の方からございました。左側にございますよ
うに、農用地区域の中で、ふれあい・生きがいでやるようなところ、あるいは高生
産性農業を行うようなところ、あるいは温室の団地で行うようなところを、用途区
分をして、きちんと用途どおりの利用を進めるようにしてほしいという要望がござ
います。現在の農用地利用計画、これは農振法に基づくものでございますけれども、
この中で用途を定められるようになっておりまして、その用途を定めますれば、そ
の用途に供されていない場合には、右下にございますけれども、市町村長が勧告す
るという仕組みがございます。

9ページでございます。これは去年もお示しいたしました。関係予算を金融・税
金も含めまして四隅にお示ししております。左側に主業農家、主業農家以外の農家、
生産組織、それから農業以外の建設業者の人達ということで分けております。主業
農家は、昨年もお話ししました。そのまま法人経営として大きくなりたい方には、
真ん中の方に農業再生ファンドあるいは農地保有合理化法人から金銭出資等があ
るということでございます。主業農家のうちで負債で困っておられる方々には、農
業再生委員会というものが経営診断をいたしまして、再生できる方は再生、そうで
ない方はもうあきらめていただき、その資源は残された担い手に承継する。主業農
家以下の方々については、基本的には集落営農から法人経営へ発展していただく。
建設業者等の方々には、とりあえずサービス事業体という形から農業経営に参入し

ていただく。こういうそれぞれの道に対してそれぞれの支援措置を今回講じたということでございます。これを基本に今後進めていきたいと思っております。

10 ページは構造改革特区の話でございます。現在、市町村の農地保有有合理化法人のリース方式で行っているというものでございます。

11 ページにその状況をお示ししてございます。右上にございます現在 68 法人、これは面積を書いてございませんけれども、全部で 132 ヘクタールでございます。1 戸当たり平均にすると 2 ヘクタール弱ということになります。1 つだけ 30 ヘクタールぐらいのものがあるということでございますが、今のところ規模は小さいということでございます。36 が株式会社ということでございます。業種別には、建設業、食品産業、その他 NPO 等が 3 分の 1 ずつという状況になっております。トラブルはそんなにはないわけでございますけれども、一部農業団体等、おれ達がやつたのにということを後で言ってきたケースがございました。

こういうことを踏まえまして、12 ページにございます、この問題を全国展開したいということでございます。左が現行でございます。現行は、構造改革特別区域法という中で、申請をして認定をしてという仕組みでございます。今回は、右側にございます市町村が基本構想の中に、耕作放棄地になりそうな土地で一般の企業も参入していいようなところを参入区域として設定する。参入区域と設定した上で、下の②にございますように、リース方式で農地の貸付けを行う。貸付けの方法を多様化いたしまして、個別の許可だけではなくて、右下にございます基盤法第 18 条で集団的農用地利用集積計画をつくりまして、その中で担い手にいく分とこの一般事業にいく分を市町村長が振り分けるといったこともやっていきたいということでございます。なお、基本構想を策定するときには農業団体の意見も聞くという手順になっているわけでございます。

13 ページでございます。3 つございます。リース特区以外の特区の問題でございまして、一番上が市民農園の開設主体の特区でございます。市民農園でも、区分利用するのは地方公共団体と JA が主体でないといけないという原則がございました。特区におきましては、市町村と協定を結びまして、その他の方々も開設可能ということでございます。これを全国展開していきたいということでございます。

(2) は、農地の権利取得要件。これは最低 50 a 以上ないと権利取得を認めないということがございます。その特例が 10 アールまでということでございまして、これも全国展開をしていきたいということでございます。

それから、農業生産法人の要件緩和ということでございます。農業生産法人の要件として農業と関連事業で全体の半分以上ということがございます。その関連事業の中に農作業の体験施設あるいは民宿といったものを入れてカウントしたいということでございます。

14 ページでございます。耕作放棄地対策、2つございます。去年もお話しいたしました。耕作放棄地が現在 34 万ヘクタール、東京都の面積の 1.5 倍になっているということでございます。これを市町村が、左にございますけれども、遊休農地を調査いたしまして、それを振り分けるということをいたします。矢印が上と下に出しております。農地としての利用の必要性に乏しいものは、もう山林等へ転換していただく。今後とも農業上の利用を図らないといけないものにつきまして、まず農業委員会の指導から始まりまして、あなたの土地は特定遊休農地だという通知をして、利用を促しまして、勧告をして、自分が利用しない場合には、誰か人に任せなさいと、市町村とか合理化法人とか特定農業法人に任せなさいという協議をさせまして、協議の調停をいたしまして、それでもうまくいかない場合には都道府県知事が裁定するという形で、強制的に賃借権を設定するという仕組みを入れたいということでございます。

15 ページでございます。さらに耕作放棄地の中でも管理をしていない耕作放棄地でございます。病害虫が発生いたしまして周辺の農地に迷惑をかける、あるいは土砂が崩れて水利施設がつぶれているとか、廃棄物を山のように積んでいるということで周りに迷惑をかけているような耕作放棄地については、農業委員会が指導をするわけでございます。通知とか勧告とかをするわけでございます。真ん中に、緊急に支障除去が必要な場合には、市町村長が措置命令を出す。支障になっているものをきちんと除去しなさいという命令を出すわけでございます。草刈りだとか、土石を排除しなさいという命令を出すわけでございます。それで、矢印が 2 つございます。命令に従わない場合、あるいは所有者がわからない場合、権利者がわからない

場合には、公告をいたしまして、代執行をするということでございます。市町村長による代執行といいましても、実際は周辺の農家の人が入ってきてているということでございますので、費用負担はその所有者等でございますけれども、とりあえずは市町村が出すということでございます。

16ページは、優良農用地の確保ということでございます。2つございまして、右側でございます。農用地区域の変更に際しまして、農地に対する権利者だけではなくて地域住民の方々もいろいろな観点からの意見書を出せるということでございます。それから、違反転用の場合の対策といたしまして、現在、自治法に基づきまして条例で都道府県知事の権限を農業委員会に委任することができるという規定がございます。これを活用いたしまして、違反転用に対して農業委員会が迅速に対応できるよう、立入調査権を与えるということでございます。

17ページでございます。現在、商法、会社法の改正の話が進んでございます。まず下からいきますと、株式会社と有限会社が統合されて、一つの株式会社として、譲渡制限会社とそうでない公開会社というものに分かれていくということです。なお、現に有限会社であるものは引き続き有限会社ということで、今の規定が適用になると聞いております。

それから、その上に合名会社、合資会社、人的結合会社でございます。これに、右側にございますけれども、合同会社LCCと言われたものでございますが、これは有限責任社員のみで成り立つ人的結合会社でございます。この3つを持ち分社ということにいたしまして、合同会社については有限の責任社員のみになりますので、債権者の保護関係は株式会社と同じような財務諸表の策定とか、そういうものが必要になってくるわけでございますけれども、こういう体系に変わるということでございまして、これに応じて農業生産法人の形態を変更していきたい。

以上が農地制度の今後の展開方向でございます。このうち必要なものは制度改革ですることでございます。以上でございます。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問あるいはご意見があればお受けしたいと思います。どなたからでもどうぞ。それでは、横川委員、どうぞ。

○横川専門委員 私は全体的によくまとまつたと思います。ただ、こんなに細かくやらないと農業はできないのかというのが実感です。それは、規制が多過ぎるからではないかと思うのです。海外に対しては色々と問題もあると思いますが、国内ではもっと自由化し、大枠を決めたらあと細かいことは自分でやりなさいと言わないと、競争はなくなるし、何かやろうとしても、どこかへ相談しないと畠一つ増やせないようなイメージがあります。私の友人にサラリーマンをやめて農業へ参入したのがいましたが、結局、やめてしまいました。その理由は、近隣との問題で細かいことがうるさくて、苦労が多い割に収入が少なくて、周りから文句を言われたのではやっていられないということだそうです。脱サラで農業をやりたい人は結構いるのですから、その人達がもっと気楽に入っていける形が必要だと思うのです。今回、参入規模が 50 アールから 10 アールになりましたのは大変良いことです。新規参入を考える人達は未経験ですから退職金があるうちに少し勉強をするわけで、そこでつくってみて、うまくいったら大きくしようと次のステップを考えます。今まではそれができなかったのですから、参入しやすくなつたということで大変いいシステムだと思います。つまり、仕組みをつくるときには、今までやらなかつた人がやれるように、今やっている人がやりやすくなるようにやるべきであつて、仕組みをつくるとどんどん窮屈になるようにしてはいけないんだと思います。そういう意味で、今回の全体の仕組みを見ると、非常に良い部分とそうでない部分があるので、我々買う側には不本意だということも申し上げておきたいと思います。

また、34 万ヘクタールという農地を山林化するのは、もうやむを得ないと思いますが、具体的な解決案をはっきり出す必要があります。この 34 万ヘクタールという数字は、今までのやり方でやつた結果です。ですから、今までのやり方を大きく変えないでこれが解決することはあり得ないんです。同じように、40% の自給率の問題も、今までやってきた結果 100 が 40 まで落ちてきたのだから、今までのやり方を変えていくことが実は 40 を 45 にしていくことで、その振り子が変わるために違うエネルギーが必要になるはずです。そこにとりかからないで規制だけしていく、お金だけ出していくというやり方では根本的に解決しません。それでは、40 が 38 になる可能性の方が高くて、42 になる可能性の方が少ない。また、そ

のことは皆さんご存じなのに、誰も発言しない、意見が出てこない、というのも非常に問題だと思います。

それから、これから農業をどうやるかということですが、もう少し考えたいのは、「売れないものをつくっても駄目なんだ」という消費の原理原則です。今までの「つくったものを売っていく」ということではもう解決しないとすれば、時代変化に対応してどこまで産地側が加工して出荷していくのかということが、多分「鍵」になると思います。そこに結構投資がかさみますから、そのことを含めてどうするのか、一緒に考える必要があります。遊休地を解決するだけではなく、消費を拡大すること、あるいは今まで輸入していたものを国内産のものに転換させていくための投資をどうするのか、国がしっかり考えないと、海外との戦いにも勝てないのでないかと思います。いろいろなことの結果として、34万ヘクタールの遊休地とか自給率40%ということになったわけですから、相当思い切ったやり方が必要なではないでしょうか。

私の意見としては、以上です。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

それでは、村田委員、どうぞ。

○村田専門委員　　14ページなんですが、耕作放棄地対策で、下の方に追加策として、買入れ等の調停、それから特定利用権の設定というのは、強制的に農地を利用するようにさせるということだろうと思います。農地というのは公共財なので、こういう強制的な措置をとるべきだということを私自身が主張してきたので、これは大変いいと思うんです。しかし、今ある制度で必要な措置を勧告できるとありますね。勧告ということすら制度ができてまだ2～3件しか発動されていないという話を聞いています。ましてや、農地の所有者から恨まれかねないような裁定などということを本当に市町村長がやれるのかどうか。強権的措置を導入しろと言った私自身が言うのはおかしいんだけれども、こういう制度ができたところで、本当に動くのかどうかちょっと疑問に思うんです。そこで、杉本さんにこのことを聞きたいんですが、町長さんとして、利用されていない農地があって、どうしても地主が言うことを聞かないというときに、こういう強権的措置を発動できますか。

○生源寺部会長 それでは、今すぐレスポンスがあればあれですけれども、こういう制度に変わったという前提のもとで、今のようなケースがあった場合に、杉本町長はいかがなされるか。

○杉本臨時委員 今も私、それと関連したような質問をさせて頂こうと思っていましたすけれども。

○生源寺部会長 併せてご発言いただいて結構です。

○杉本臨時委員 今のご質問は、なかなか難しいと思いますね。やっぱり費用のこともございますので、権限だけいただいても、口だけでは主旨と役割を果たせない。権限行使しても、その後についていく予算がなければ、なかなかもとへ戻すとか、あるいは有効な農地に返すことができませんので、今のご質問に対しましては、それがどうなるかということだと思います。

もう一つのことなんすけれども、15 ページ、廃棄物のことにつきましては、前々からこの農地制度の中で問題にされておりましたけれども、これは、一方に法律がありますから、清掃法の中でどういう取り扱いになるのかということが問題だと思いますが、15 ページの市町村長による代執行、これも今のご質問と絡むというか、代執行しますにも予算がなければ何もできないので、権限だけいただいてもなかなか難しいのではないかと思いますし、廃棄物の清掃法との絡みの農地の悪用をどうするかというのを非常に心配しているというのが現実でございます。また、廃棄物となりますと、土砂とは違いますので、大変なことになると思いますので、この点農地制度と清掃法との絡みはどのようにになっているのかなというのをお聞きしたいと思います。

○生源寺部会長 そのほかにございますでしょうか。

それでは、中村委員、どうぞ。

○中村委員 14 ページの耕作放棄地対策で、こういう仕組みをつくっていただきたいことは、我々としては、これから対応していくのにいいと思っています。ただ、実は今まで発動がないと言われますが、これを使う前に何とか解決したいという努力があるわけです。そこを強化することによってさらに指導力が高まるので、できるだけここまで持っていくたくない。村社会ですので、ここへ持っていく前に解決

するというのが我々の仕事ですので、これを強化したことにより指導していく場合に「こういうことになりますよ」と言えるのできつい内容の方がいいなと考えます。

○村田専門委員 伝家の宝刀を用意したことに意味があるということですね。

○中村委員 はい、そういうことです。伝家の宝刀ですね。できるだけそこまでいかないように解決するのが我々の仕事だと思います。

○生源寺部会長 そのほか、いかがでしょうか。

では、もしなければ、いくつかご質問あるいはご意見がございましたので、事務局の方から、経営局長、何かございますか。

○須賀田経営局長 貴重なご意見をいただきました。横川委員からの規制の問題がございました。非常によくわかるわけでございまして、規制緩和の方向へ持っていくて、競争力を強化して、強い人を優先していく、これはもう産業政策一般の政策方向でございますので、私もよくわかります。ただ、考えていただきたいのは、農地は農地として利用することが一番いいんだといいますか、農地について権限を持っている方々は農地として利用すべきなんだと。だから転用は原則禁止で、個別に許可制にするんだと。そういう体系を維持するためには、やっぱり必要最小限度の、誰が農地を取得すべきなのかというチェックがあって、どのように耕作を保護するかというのがあって、農地を農地以外にするのにチェックが入ると。必要最小限度の法体系は、そういうことを前提にすれば、要るわけなんです。話を全然変えて、誰が入ってもいいし、転用も全部自由だ、農地制度は要らないんだという考え方も極論としてあるわけです。誰が来てもいい、その代わりどこに転用しても自由だというのもあるわけなんですけれども、いきなりそこまでいきますとなかなか、自給率を上げろとか、いろいろな要請が農政に対して来ておりますので、そこまで一挙にいくとなかなか難しいということがございますので、一步一步理想に向かっていきたいという話でございます。

それから、耕作放棄地対策でございます。杉本委員の方から、予算がないから動かないんだという話がございました。現実の声ではないかと思っておりますけれども、中村委員がおっしゃったように、こういう仕組みがあるんだ、だからあなた方はきちんと利用しないといけないんだということにも使えるということでござい

ます。例は悪いんですけども、例えば土地収用法があるんだと。最後は収用にかけられるから、この用途に供しないと駄目だと。私自身もそういうことをされた経験もあるわけですけれども（笑声）、そういうことにも使える、そういう効果も期待したいということでございます。

それから、廃棄物の問題がございました。清掃法の方ではちゃんと免許を持っている方々が所定の場所に捨てないといけないという規制があるわけでございます。農地制度の方はどういう規制になっているかというと、農地に廃棄物を置きますと、農地を廃棄物置き場に利用するわけですから、農地を農地以外のものとして使っているわけですから、それは転用になるわけです。転用になりますと、違反転用でございますので、原状回復命令が農地法に基づいて出せます。相手がわかっているわけで、ちゃんと片づけろと、そういうことができるわけですけれども、なかなか現実の力関係で、中村委員からもご紹介がありましたように、農業委員の人が行こうとすると何か怖い人が出てくるとか、そういうことでなかなか円滑に進まないといったことがありますけれども、その問題は行政の方の問題でございますので、農地制度の問題からも、その問題にはきちんと対応させたいと思っております。

以上でございます。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

そのほか、この農地制度の問題はございますか。森本委員、どうぞ。

○森本専門委員　　農地問題、農地制度については私達は若干勉強不足なので、ちょっとお伺いしたいのは、6ページの一番上に農業委員会が書いてあるわけでございますが、中村さん、僕達生産者だと細々したものはなかなか理解できないんですが、農業委員会がこれを取りまとめて、こういうことのトップに立ってやっていくていただけるんでしょうか。

○中村委員　　今でもやってますし、これからもやります。

○森本専門委員　　本当にやれますか。

○中村委員　　やります。

○生源寺部会長　　よろしいですか。

そのほか、この問題でございますでしょうか。山田委員、どうぞ。

○山田臨時委員 ちょっと遅刻してきました、すみませんでした。この資料3の補足資料、「我が国の土地利用調整について」、これは説明はあったんですか。していないんですか。

○須賀田経営局長 していません。

○山田臨時委員 この説明はおやりになるのかどうかということをお聞きしました上で、やってもらえるのなら。

○生源寺部会長 一応事前にこれに目を通してくださいという形になっておりますが、あえて少し内容をかいづまんでご説明いただきたいというご要望であれば、事務局にお願いしたいと思いますが。

○山田臨時委員 ぜひ要望したいということです。

○生源寺部会長 では、端的にお願ひいたします。

○須賀田経営局長 もっときちんと我が国においても土地利用調整をしろというご意見がございます。そのなかなか難しい事情を前にもお出しいたしましたけれども、まず我が国における土地事情ということでございます。

右に、各国における可住地面積と農地面積の比較をしてございます。日本からイギリス、アメリカ、韓国までございまして、可住地面積がCでございまして、農用地面積がDでございます。我が国の場合、特にイギリスと比較すると顕著なわけでございます。国土面積は日本の方が大きいんですけども、可住地面積はイギリスの約半分、農用地面積に至っては3分の1ということで、我が国は山がちということで、急峻な地形にあって、可住地面積が少ないわけでございまして、必然、農用地に対してもいろいろな土地需要が集中せざるを得ないということでございます。

2ページでございます。その中で、我が国ではいろいろな土地利用規制がそれぞれの目的のもとになされております。左上にございます農業の方からやりますのが、農振法、農地法でございます。これは、農地を農業用の利用に供するということを担保したい。森林法は、森林の有する公益的機能の確保ということがございます。あと自然公園法、自然環境保全法がございまして、最後に都市的需要に関しましては都市計画法というものがございます。そして、区域区分は、左下にございますように、農業振興地域と都市計画区域は、区域を変更するときに調整していくという

仕組みで、それぞれの区域設定あるいは変更のときに調整するというシステムになっているわけでございます。

それに対しまして外国でございます。3ページでございます。右の2番目がドイツの例、その下がフランスの例でございます。ドイツもフランスも我が国と違いまして、開発計画なきところに開発行為は原則禁止だと。我が国の場合と異なりますのは、一般的に自由というか、開発行為に計画は必要なくて、特別に囲い込んだところについて規制を及ぼすということに対処して、ドイツやフランスでは、農村で言えば、原則的に開発は禁止だと、特別に計画を策定して、ちゃんと承認されたものについてのみ開発が許されるということで、計画なきところに開発なしという考え方方が非常に周知されています。なかなか我が国の場合、先ほどのような狭い土地に複数の土地需要が集中するということがございまして、農地である以上は永久に農地だというような法制がなかなかとれない現実にある、高度・高密な工業化社会でもあるわけでございまして、全体的な土地利用の問題の参考として資料をお出ししているということでございます。

以上でございます。

○生源寺部会長 どうぞ、山田委員。

○山田臨時委員 大変ありがとうございました。

先ほど横川さんからは、もっと簡素にして自由にしたらいいんじゃないかというお言葉ですし、中村さんからは、制度を持っていることに意味があって、そのことによって牽制力があるというお話がありましたが、これはちゃんと発動するということが大事なことになると思います。要は、土地利用の基本は、農地は大変な財産であり、国民の財産ですから、それを社会的、公共的に大事にしていくんだという、ここの部分がはっきりしないと、農地はずっと減っていくんだと思います。もちろん農業者の責務もあるわけで、十分なことをやり切れていないとか、それからもちろん我々ＪＡの関係者だって大事な農地を転用している部分が幾分かあるわけですから、そういう問題をみんなそれぞれ抱えつつ、しかし、農地の社会的・公共的利用という認識をどのように国民の中に高めていくかということが多分基本なん

だと思うんです。ところで、今この補足資料3はそういう観点からしても大変大事な資料であったわけあって、説明をいただいたのはその意味であります。

この企画部会の当初、農地の議論をしたときに、私は、都市計画法の問題なり、それから転用の諸側面なり、そういう部分も十分に立ち入って議論できないかということを提案した経緯があるわけでありますけれども、そこまで十分に行き切らないまま来たわけであります。今回、農地制度の若干の見直しが盛り込まれましたが、これは本当に耕作放棄地等を中心にしながらかつ計画的な集落づくりをやっていくということに一步踏み出したにすぎないわけでありまして、いつの時期にどんな形で、農地を大事にするという意味合いで、この基本に立ち入った検討を引き続きやっていってもらわなければいけないのでないかと思っております。この資料の3ページなどにドイツやフランスの例がはっきり記されているわけでありまして、なぜあそこの国の農村なり都市がきれいなのかということを考えてみればこのことがあるわけだから、あれと同じにできないという我が国の国土的な制約はあるということはわかりながらも、しかし少なくとも2ページのような形での現況から計画に向けた取組を国を挙げて実施していくという道筋をそれこそもっと簡明にスピードを持って取り組むようにしていって、権限を持って取り組める、それを国民が、そういうことだということで納得する、そうした形が必要です。極めて抽象的なことを言っていますが、この意義は大変大きいと思いますので、念頭に置いておいていただきたいと思います。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

今の山田委員の論点について、引き続き何かございますでしょうか。そのほか、農地制度の問題についてご発言はございますでしょうか。

なければ次の議題に移りたいと思いますが、私もちょっと一言、今のやりとりを聞いておりまして感じた点について申し上げたいと思います。

まだまだ不十分である、あるいはまだ一歩であるという評価がございましたけれども、少なくとも中間論点整理なり、その後の議論を踏まえた形で、できるだけのことをやっていただいていると思っております。それで、わかりにくいということは、今日の資料を見ても、そういう印象を持たれることはある意味ではやむを得な

いところはあるかと思いますけれども、ぜひ当事者、農家の方とか、あるいはこれから農業を始める方の負担にならないような、つまり、制度の理解とか、あるいは手続は事の性質上そんなに簡単なものにはならないかもしれませんけれども、当事者の負担にならないような形での整理ということをぜひお願ひしたいと思っております。これは、例えば手引き書といったものをつくる場合にも、ユーザー本位に編成することで随分わかりやすくなるという要素があると思います。それからもう一つは、農地制度を司る組織・団体・機関には相当頑張っていただくこともある意味では必要かなと思っています。さらに、この改正があっても、実は実効性ということに関しては、おそらく国民の世論の高まりなり、あるいは地域の住民の声なり目というものは随分大事だと思いますので、そういう面でもこの制度の改革を実効あるものにするために、全体的な環境整備的なこともぜひ心がけていただければありがたいと思います。これだけちょっと申し上げておきたいと思います。

それでは、私の手元の予定よりも少し遅れておりますけれども、次に骨子案につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

○今井企画評価課長 それでは、基本計画の骨子案についてご説明をさせていただきます。

基本計画の取りまとめに関しましては、昨年末の12月14日だったと思いますけれども、企画部会で全体の構成と記述のイメージについて一度ご議論をいただきました。本日は、その骨格をベースにいたしまして、昨年来の企画部会における議論ですとか、あとは夏の段階での中間論点整理なども踏まえまして、盛り込むべき内容につきまして骨子を準備いたしましたので、本日はこれでご議論いただきたいと思います。なお、自給率の数値につきましては、骨子の段階では調整段階ということもありますて、含まれておりません。

まず、第1の食料・農業・農村に関する施策についての基本的な方針ですけれども、内容のところの括弧にありますように、諸情勢の変化等を踏まえた政策改革の基本的な方針を記述したいということでございます。この部分につきましては、中間論点整理の段階で一定の整理ができておりますので、それをベースに記述したい

と考えておりますて、情勢の変化につきましてはそこに何点か並べておりますけれども、食の安全に対する国民の信頼の揺らぎですとか食生活の乱れ、グローバル化の進展、こういったことは中間論点整理の段階でも整理がなされたと思います。企画部会でこれまでも委員の方々から、食料・農業・農村を取り巻く情勢について国民全体で健全な危機感を共有すべきだといった意見を何回かいただいておりますけれども、そういったことを念頭に置きまして、丁寧に書いていきたいと考えております。

「改革に当たっての基本的な視点」につきましては、1つ目の〇にありますように、計画的に政策改革を実施するということのために、今後10年程度を見通す計画を策定して、改革の方向とその実現に向けた工程を明示していきたいということです。

「その際」ということで、これまでの政策を転換していく際の基本的な視点として4点ほど整理しております。効果的・効率的で国民にわかりやすい政策体系の構築、消費者の視点を反映した施策の展開、農業者や地域の主体性と創意工夫の発揮の促進、農業・農村の現場で新しく芽生えてきている意欲的な取組を政策としても積極的に受けとめて新しい政策をつくっていくといったことを柱に記述したいということでございます。

次のページが2本目の柱の「食料自給率の目標」でございます。右側の括弧にありますように、まずは検証を行った上で、消費・生産の両面の課題解決に向けた重点的な取組を通じまして、その課題が解決された場合に実現可能な水準を自給率の目標として設定するというのが基本的な方針でございます。この自給率の目標の設定につきましては、前回の企画部会で総合食料局の方から今までの議論をまとめた資料でご説明しております、前回はおおむねそういう方針でいいんじゃないかなという議論だったと思いますので、その方向でここ全体をまとめてございます。

まず1の検証のところですけれども、1つ目の〇にありますように、まず自給率の動向につきまして、カロリーベースの自給率がずっと40%で横ばい、品目別自給率も一部の例外を除いては横ばいまたは低下傾向であるということで、十分な成果を上げていないということを整理した上で、食料消費面の検証として、どうしてそ

ういうことになったのかということで、消費面の要因としては、前回も説明いたしましたけれども、3点、食生活指針の取組というのがなかなか国民の具体的な行動に結びつかなかったこと、消費拡大対策というのが性別・世代別の消費動向ですとかライフスタイルの変化等を踏まえていなかったこと、また食の安全への関心が高まる中で国産農産物の有利さが活かし切れなかったこと、そういうことを要因として分析しております。

生産面の要因といたしましては、消費者・実需者ニーズの把握・対応が不十分であったこと。特に、2つ目の「・」にありますように、加工・業務用需要への対応というのが不十分であったということ。あとは、担い手の育成・確保が不十分で、また耕畜連携による飼料作物生産が進まなかっただということもあって、効率的な農地利用が実現しておらず、逆に不作付地・耕作放棄地が増加しているといったことを整理いたしております。

そういう検証を踏まえた上で、3ページですけれども、2の「食料自給率の目標の設定に当たっての基本的考え方」といたしましては、まず、前計画で自給率の向上が十分な成果を得られなかっただ原因というのは、課題解決のための重点的なテーマの設定と、あとはそのテーマに対応した具体的な取組手法が明示されていなかっただからだという反省を踏まえまして、今回の計画では、課題解決のために重点的に取り組む事項をきちんと明確化する必要があるということ。あとは、平成27年度までの計画期間における食料自給率の目標というのは、そういう重点的な課題に対する取組を通じて実現可能な水準として提示しております。

ただ、3つ目の○ですけれども、改めて計画期間を27年度までということで設定することで、課題解決に向けた取組に緩みや先送りが生じないように、これまで不十分であった施策の工程管理をきちんとやり、毎年、施策の評価を行って、翌年以降の施策の改善に反映させていくというのを基本的な方針にしてはどうかということです。

(2) の「総合食料自給率の目標の示し方」につきましては、これも企画部会の場で何度か議論がございましたけれども、総合食料自給率につきまして、カロリーベースの総合食料自給率と、金額ベースの総合食料自給率、それぞれの特徴と限界

というようなところを整理した上で、一番下のところですけれども、今回の計画では、国内農業と食品産業の連携強化等に重点的に取り組むことによって、多様な消費者・実需者ニーズに対応した国内農業生産の増大を図ることが急務であるという政策上の重点方向も踏まえまして、従来からの供給熱量ベースの総合食料自給率に加えまして、それに並ぶものとして金額ベースの総合食料自給率も目標として設定してはどうかということでございます。

4ページ目の（3）のところは、これも企画部会の場で何度か議論がありましたけれども、食料の安定供給と自給率の数値はどういう関係にあるのかということと、よく言われる食料供給力とはどういうものなのかというのを整理しております。

まず1つ目の○のところは、これは自給率の意味合いということかもしれませんけれども、それを改めて整理することと、国民の中にはなかなか自給率についてまだ誤解もありますので、それを解いていくといった趣旨も踏まえまして改めて整理しておりますが、供給熱量ベース、金額ベースのいずれの自給率も、平常時の食生活とそれを前提とした国内生産の結果を反映したもので、無駄や廃棄を伴う食生活に左右されている面がある。そういうことで、食料自給率の数値が直ちに不測の事態における国内農業の食料供給力の程度を示すものではないと。

一方で、2つ目の○ですけれども、世界の人口増加や東アジア諸国の経済発展に伴う食料の需要が増大していること、地球温暖化等で作柄が不安定化するといったいろいろな要素で、世界の食料需給が中長期的には逼迫する可能性がある中で、日頃から不測時においても国民が最低限必要とする食料の供給が確保されるようにしておかなければいけない。そういう点からしますと、食料自給率の目標を設定して、その達成に向けて、農地・農業用水等の農業資源の確保、担い手の確保・育成、農業技術水準の向上、供給力を構成します農地・水・担い手・技術といったものをきちんと確保していくことが重要なんだということをそこで整理しようということです。

3のところは、先ほど言いました自給率向上に向けて重点的に取り組む事項を整理しております、消費面、生産面、それぞれ3点ずつ整理しております。

消費面では、これまでの反省も踏まえまして、食生活指針を具体的な行動に結びつけるフードガイドの策定・活用等により、わかりやすく実践的な食育を進めていく。地産地消の全国展開をしていく。それから、米等の国産農産物の消費拡大を推進していく。それから、食品表示やトレーサビリティ・システムを通じた国産品に対する消費者の信頼を確保していく。この3点が消費面の重点事項です。

生産面におきましては、経営感覚に優れた担い手によって、地産地消、消費者への直接販売の取組など、需要に応じた生産が促進されるようにするということ。特に、食品産業によって国内農産物が選択されるように、食品産業と農業の連携を強化していく。3点目としましては、農地が最大限に利用されて国内農業生産が増大するように、担い手への農地の利用集積、耕畜連携による飼料作物の生産、そういうことを通じた不作付地・耕作放棄地の解消の促進といったものを重点的に取り上げております。

5ページの（3）ですけれども、これもここの場でよく議論がなされましたけれども、自給率の向上に向けては、政府だけの取組ではいかんともしがたいので、関係者がきちんと役割分担をした上で、国民全体で進めていく必要があるということを受けまして、きちんとその役割分担について書き込んでいってはどうかということでございます。ここでは、それぞれの関係者の取組の例を示してはどうかということで、例えば地方公共団体の方でいきますと、前回もちょっと例としてお示しましたけれども、地域の食料自給率や地産地消の取組の目標設定ですか、耕作放棄地の解消等に向けた計画の策定ですか、そういった地域条件に応じた取組を地方公共団体にお願いしてはどうかと。農業者は、需要に応じた農産物を自律的に生産する。そういう中で、自ら農地の利用集積ですか、それを通じた不作付地・耕作放棄地の解消にも努力しなければならない。農業団体については、地域農産物の需要とその生産を拡大していく取組を一生懸命やってもらう。あとは、農業構造の面では、担い手の明確化、集落営農の組織化・法人化、そういったことを通じて地域農業の再編にも主体的に取り組んでいってもらうということ。食品産業の事業者に対しましても、フードガイドを活用した食育活動ですか、消費者に対する農産物・食品の正確な情報の提供ですか、農業との連携を通じた市場開発等に取り組

んでもらってはどうか。消費者・消費者団体につきましては、農業とか食料供給に関する理解をより深めてもらうように、政府や地方公共団体等が主催する各種取組に積極的に参加してもらったり、生産者との交流等に積極的に取り組んでもらうといったことが考えられるのではないかということでございます。

4のところは、先ほど言いましたように、これから望ましい食料消費の姿、生産努力目標というものを示した上で、自給率の目標を示していきたいということでございます。

6ページが、3つ目の柱の、「食料、農業及び農村に関し総合的かつ効果的に構すべき施策」の部分でございます。ここにつきましては、前回12月にもお話ししましたように、今の基本計画では条文に即して整理されておりますけれども、なるべくここでは大括り化して記述していってはどうかと考えております。

時間の関係もありますので、あまり細かいところまで触れられませんけれども、1の（1）の「食の安全及び消費者の信頼の確保」のところにつきましては、リスク分析に基づいた食の安全確保ということで、生産段階、製造段階、流通段階、輸入、そういう段階ごとに施策の方向を記述していってはどうか。さらには、2つ目の○にありますけれども、関係者にわかりやすい情報を積極的に提供するということと、意見交換をきちんとやっていくことの重要性、そのやり方、さらには緊急事態に備えた危機管理体制の整備といった方向を記述してはどうかということです。

消費者の信頼の確保のところにつきましては、表示の適正化、トレーサビリティ・システムの導入、生産・流通情報の提供、原材料の表示の充実等を実施していくということでございます。

7ページの「望ましい食生活の実現に向けた食育の推進」、これは今回の基本計画で新しく打ち出す柱の一つになるものですけれども、関係者と連携して、国民運動としての食育活動を推進していくことで、その際にフードガイドを策定して活用していくということです。

(3) の食生活の改善のところにつきましては、品目別に行われていた消費拡大対策を一体的・戦略的にこれからやっていくように転換していく。あとは、朝ごはんを食べよう運動ですとか、米飯学校給食の拡大だとか、そういう方向を記述する。

(4) の地産地消の推進というのも、今回の基本計画の新しい柱になるものでございまして、その方向を書くということでございます。

(6) のところでは、食料安全保障マニュアル、今もつくってありますけれども、その点検・整備を推進していくということ。

(7) の国際協力のところでは、国際的な食料備蓄体制の整備を推進していく。さらには、EPAの締結等を通じて、アジア諸国に対する国際協力を実施していくということでございます。

8ページのところは、2つ目の農業に関する施策でございます。(1)の「担い手の育成・確保」のところにつきましては、これは中間論点整理の段階でもいろいろ議論したものですけれども、担い手の明確化と支援の集中化・重点化の方向。その際、4つ目の〇のところにありますけれども、「集落を基礎とした営農組織の法人化等の推進」ということで、単独では効率的かつ安定的な農業経営の発展が困難な小規模農家や兼業農家の参画を促して、集落を基礎とした営農組織の育成と法人化を推進していくという方向をきちんと記述していこうと考えております。

「人材の育成・確保等」のところの「女性の参画の促進」のところでは、女性の農業者としての位置づけを明確にするために、家族経営協定の締結促進、女性認定農業者の拡大等について方向をきちんと書こうということです。

(3) の農地のところは、先ほど須賀田局長からも説明がありましたけれども、農地が面的なまとまりのある形で利用集積すること等を促進するために、農用地利用改善事業の充実を図っていく。9ページになりますけれども、離農に係る農地が次代に円滑に継承されるような仕組みを導入していく。さらには、耕作放棄地の発生防止・解消のための措置の強化、農地の効率的利用のための新規参入の促進ということで、リース方式の全国展開、優良農地の確保のための計画的な土地利用の推進。これは先ほど説明があったような方向を書くということでございます。

(4) の「経営安定対策の確立」のところにつきましては、構造改革を加速化するとともに、国際規律の強化にも対応し得るようにするということで、今、品目別に講じられている経営安定対策を見直していくということで、これも中間論点整理の段階でいろいろ整理いたしましたけれども、品目横断的政策への転換の方向と、その際の対象者ですとか、仕組みの骨格について基本計画の段階で記述して、その骨太のところを記述してはどうかということでございます。

10 ページですけれども、(5) の「経営発展に向けた多様な取組の促進」というところでは、規模拡大だけではなくて、経営の多角化ですか、経営の複合化、そういった多様な取組を推進していくという方針を強く打ち出すということと、農業と食品産業との連携強化を促進するという方向。さらには、「輸出促進に向けた総合的な取組の推進」ということで、我が国の高品質な農産物・食品の特性を活かした輸出を本格化させるために、総合的な取組を推進していく。

(6) の「経営発展の基礎となる条件の整備」というところでは、技術の問題ですか、知的財産権の保護・活用ということを記述していこうと考えております。

11 ページの(7) の「農業生産の基盤の整備」のところでは、農業の構造改革の加速化に資する基盤整備ということで、農地の利用集積や担い手育成の契機となるような大区画化のほ場整備、あとは地域の営農ビジョンに即した水田の汎用化等、そういった構造改革と連携した基盤整備を進めていくということと、あとは農地・農業水利施設については更新や保全管理に重点を移していくということ、さらには環境の保全・形成に配慮して整備を進めていくといった方向を整理しようと考えております。

(8) の「自然循環機能の維持増進」のところでは、これも重点課題の一つであったわけですけれども、「環境規範の要件化とモデル的取組の推進」ということで、我が国の農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換するため、最低限取り組むべき規範を策定することと、モデル的な取組に支援を導入するという施策を具体化していく。バイオマスの利活用の推進ということで、従来、廃棄物系のバイオマスの利用が中心だったわけですけれども、未利用バイオマスや資源作物の利活用を積極的に推進して、食料生産の枠を超えた農業の新しい展開を促進し

ていくといった観点に立って、積極的に施策を推進していくという方向でございます。

12 ページが 3 つ目の柱の「農村の振興に関する施策」です。（1）のところが、これも重点課題に取り上げていたものですけれども、「地域資源の保全管理政策の構築」ということで、集落機能の低下により適切な保全管理が困難となっている農地・農業用水について、多様な主体の参画を得た共同の取組を促進していく。そのために必要な施策を導入していくんだということです。それから、良好な農村景観の形成等も進めていく。

（2）の農村経済の活性化のところにつきましては、地域の特色を活かした多様な取組を促進していくんだと。さらには、中山間区域では、引き続き総合的な施策の実施が必要で、条件不利補正の施策について引き続き実施していく。

（3）の都市と農村の共生・対流のところでは、都市と農村の交流を促進することと、都市農業の位置づけ、その施策の推進についてもここで触れることにしております。

あとは 13 ページですけれども、「快適で安全な農村の暮らしの実現」ということで、生活環境の整備、医療・福祉等のサービスの充実、さらには治山・治水対策、土砂災害対策等による安全な生活の確保といったことを整理する。

4 のところでは、「団体の再編整備に関する施策」ということで、効率的な団体再編ですか、体制の見直しをやっていく。あとは、担い手支援の観点から、支援窓口の一元化ですか、共同事務局化を推進していくといったことを整理しております。

第 4 の施策の推進のために必要な事項のところにつきましては、これは最終的には閣議決定して政府全体で取り組むということですけれども、政府一体となった実効性ある施策の推進が必要だということです。これは自給率のところでも申し上げましたけれども、施策をきちんと工程管理していく、評価を踏まえて改善するといった推進をきちんとやっていくんだということです。それから、財政措置の効率的かつ重点的な運用。情報公開の徹底や広報活動の充実によって透明性を確保して

いくということ、さらには行政の体制の整備、そのようなことを施策の推進のために必要な事項として整理していきたいということでございます。

今日は時間の制約がありましたので、一度お目通しをしてもらっているということを前提に、端折って説明いたしましたけれども、説明は以上でございます。

○生源寺部会長 どうもありがとうございました。

それでは、これから意見交換の時間にしたいと思います。できるだけテーマをまとまった形でご議論いただくために、今ご説明のありました資料2につきまして、項目ごとに区切ってご意見をいただいてはどうかと思っております。また、最後に、どれほど時間がとれるか、ちょっと自信がないのですけれども、全体的なご意見なり、補足的なご意見をいただくような形にいたしたいと思います。

なお、早目に退席される予定のある委員の方につきましては、必要に応じて後段の項目についても併せて最初のあたりでご発言いただいても結構でございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず第1の基本的な方針につきまして、資料2で申しますと1ページでございますけれども、この部分について何かご意見等があればお伺いしたいと思います。それでは、村田委員、その後に中村委員の順番でお願いいたします。

○村田専門委員 1ページの下半分、改革に当たっての基本的視点なんですけれども、中間論点整理をそのまま引き写したかのようなご説明があったんですが、中間論点整理と大きく違うところが1つあります。中間論点整理では、わかりやすい政策体系と、農業者や地域の創意工夫の発揮、消費者の視点、それから環境保全を重視した施策という4つがあったと思います。この基本計画の骨子では、その中から環境保全を重視した施策というのが抜けているんです。これはなぜかということを質問したいということです。その趣旨は、これは入れるべきだという私の主張からであります。

そもそも、この基本計画を見直す際、大臣から3つの重点課題が示されました。担い手・農地制度改革とか、経営安定対策といいますか、品目横断的政策への転換、それに3番目に環境保全政策というのがあったと思うんです。農業環境政策を導入するということ。実際この骨子の中で、今ご説明を伺っても、環境規範の要件化と

いうこともこれから行われるということになっていますし、また農村整備においても地域資源の保全管理政策というのが新しい政策として打ち出されているわけで、環境保全を重視した施策というのは政策展開に際しての大切な視点と位置づけられています。今回の骨子の中に「・」が4つあるんですけれども、3番目の「・」と4番目の「・」とはほとんど同じことを2つ並べているんです。環境保全を意図的に外したかのような印象を私は受けるんですが、そのことを非常に危惧しております。私が環境、環境と言うと、何か今ブームだからだとか、外部というか、國民がうるさいことを言っているから環境対策についても農水省がやらなくてはいけないんだという認識だとすれば、それは誤りだと思うんです。農業サイドからも必要な視点だということを改めて強調したいんです。つまり、環境に配慮した農業というのは、当然、その環境だとか、農業者の健康の維持にいいということもちろんありますけれども、今の時代、安全で安心を求める食料という消費者ニーズに応えるというように生産者の意識を変えることにもなります。それから、前にご説明があったと思うんですけれども、環境保全型農業に取り組んでいる農家というのは、規模が大きいというか、主業農家が多いというか、つまり相対的に農業に熱心に取り組んでいるわけです。その環境保全政策を農政に導入することは、農業の構造改革の推進にもつながるわけです。単に環境というのはうるさいからだとか、あるいは今ブームだからそういうことを掲げるという捉え方ではなくて、本当にそれを農政の中に環境という視点をビルトインしていく、あらゆる政策にビルトインしていくということが非常に大切なんだと私は思います。

以上です。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

それでは、中村委員、どうぞ。

○中村委員　　第1の1と第1の2に関連しまして、申し上げたいと思っています。

1のところ、めぐる情勢の変化のところに、中に入っているといえばそれでいいんですけども、例えば4ページの自給率のところでは、人口の増大問題、地球温暖化の問題など、いろいろなそういう周りの状況が書かれておりますが、むしろこれはここに捉えてくる必要があるのではないかというのが1点です。これも入って

いるとすればそれでいいのですけれども、そういうめぐる変化は情勢の変化にならないのかということです。

2点目は第2の点であります、これは13ページの第4の「食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」でもいいのかなと思ったのですが、説明を聞いて、この2の「改革に当たっての基本的視点」のところで、「実効性の高い政策改革」であるとか、あるいは「計画的に政策改革を実施する必要」というところで、町村合併による広域化で今農業施策の推進体制が非常に弱体化しているという指摘がもう既にされております。また、この前も申し上げましたけれども、これまで積み上げてきた農業施策が都市的なところに吸収されることによって継続が困難になっている。あるいは、財政の三位一体の改革の中身を踏まえますと、そういう意味も含めて広域化することによる農政推進の弱体化に対する十分な人的あるいは財政的措置の必要性をきちんと明記しておく必要があるのではないかという気がします。そういう現場の意見もありますので、何かうまく表現ができれば、入れていただきたいと思います。

○生源寺部会長 　ありがとうございました。

そのほか、1ページのところでご意見はござりますでしょうか。

なければ、これまでのところで何かございますでしょうか、役所の方で。

○今井企画評価課長　　村田委員から言われました、改革の視点のところから環境保全が落ちているのではないかということですが、特段の意図を持ってやったわけではないんですけども、逆に言いますと、政策改革の必要性のところに、中間論点整理の段階ではこちらの方に入っていたものを、こちらの方に環境の話を入れたものですから、そういう関係で置く場所を変えたということなんですけれども、いま一度文章を、この次の段階ではきちんと文章として整理いたしますので、それでまた改めて見ていただければと思います。事務的にも、どちらに置くのがいいのかは、もう一度考えてみたいと思います。

中村委員から言われました人口増加の話は、これは食料自給率、自給力との関係に一番影響するというか、それとの関係が一番強いので、端的に関係がわかるようなところとして、食料自給率の方に書いてあるということでございます。

新しい合併等の動きにつきましては、もう少し文章を長くしないとわかりづらいんですけども、改革の視点の3つ目のところあたりで触れていただきたいと考えておりますので、それも文章化した段階でもう一度確認をお願いできればと思います。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

それでは、後ほどまたお戻りいただきことも結構だという前提で、次に食料自給率の目標につきまして、これは2ページから5ページまでの部分でございますけれども、山田委員、どうぞ。

○山田臨時委員　　これらに関連して3点申し上げたいと思います。

第1点は、ちょっと戻りますが、関連しますので申し上げます。1ページの基本的視点のところで、「改めて今後10年程度を見通す計画を策定」としておりますが、27年度に計画期間を延ばすということだと思います。若干触れてありますが、要はなぜこの10年延ばして27年にするんだということ、この点をぜひもっと明らかにしてほしいと思います。すなわち、いろいろな環境があって、検討しました3つの課題の方向を議論して、とりわけ経営安定対策を確立していくということがあったはずなので、その準備期間が必要だと書いてあるのかどうか、よく見極めはつきませんが、この理由をしっかりしてほしいという意味であります。

といいますのは、関連するんですけども、3ページに自給率との関連で、3つの〇に、「改めて計画期間を設定することで」云々として、「緩みや先送りが生じないよう」と書いてありますて、「工程管理を適切に実施する」ということですから、ここはこれで一定の方向を出されているのかと思いますが、要は自給率目標を、具体的な数字は出ていませんから、22年度の45というのを27年度に単純に延ばして、27年度45とおっしゃるのかどうかということなんです。そういう数字の議論はしていませんからよくわからないわけでありますが、要は22年度の45の目標を27年に持ってきましたなどというと、まさにここに「緩みや先送り」と書いてあるように、先送りということに、残念ながら間違いなく受けとめられる。ましてや、現行法律では5年ごとに見直すとされているはずなんです。だから、22年度になったときに見直すんですね。これは、工程管理をやりながら22年度も見直す。そのときに、言うなれば目標はあるんですか、ないんですか、これも聞きた

いんです。目標がないと、5年後見直すと言っているときに、その目標がないと、一体これは何なんだ、先送りではないかと、やっぱりここに戻ってしまうと思っております。ちゃんと法律にも5年ごとに見直すことがあるなら、反省されているように、先送りに受け取られないように、22年度に一体どんな目標があるんだ、取り決め方向があるんだということをぜひ明らかにしていただきたいなと思います。

第2点は、現行基本計画では、将来における供給熱量といいますか、カロリーベースで5割以上を目指していくということが書いてありますね。多分書いてあるはずです。とすると、この方向は今回とりあえずこの骨子案には出ておりませんが、これは大事なことだと思うんです。数字の議論はしないということで出ていないのか、それとも今度数字の議論をするときにお出しになるということなのか。この方向をきちんと出すということをしてもらわなければいけないと思います。

第3点は、ちょっとこの後のページに該当する部分かもしれません、関連しますので申し上げさせてもらいます。農地制度対策として先ほどご説明がありましたように、遊休地の解消や利用が最大の課題だ、国民の財産をしっかり管理していくという意味でも大事だと思います。それを強制措置の適用で対応するということについては、先ほど言いましたように、そういう観点は必要だということで私は賛成するところですが、問題はどう利用するか、すなわち何を植えていくかということがものすごくポイントになるわけであります。言うまでもなく、米の作付けは計画生産で難しいわけで、そうなると、不足する作物対策が焦点であります。今不足する作物はいろいろありますけれども、需要上の問題も含めて考えますと、難しい側面がいっぱいあるということはわかりますけれども、飼料作物、とりわけ粗飼料をどんなふうに活かすか。同時に、大家畜は一定の地域にかたまって、本当に探すのが難しいくらいに、普通の農村にはいなくなったわけです。そういう大家畜をどのようにそういう地域に導入するか。そのための対策を講じていくという戦略的な粗飼料作物の飛躍的な拡大といいますか、遊休地の利用という観点も出してもらいたいと思います。4ページの一番下に若干、ここだけでもよく書いてあると言えばよく書いてあるんですが、「耕畜連携による飼料作物の生産等を通じて」云々

と書いてありますから、それはそれで意識されていると思いますが、この部分をもっと戦略的に打ち出すべく、生産目標を今後議論されるべきだと思いますが、期待したいと思います。

以上、3点です。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

それでは、森本委員、長谷川委員の順番にお願いいたします。

○森本専門委員　　私は、意見というよりもお願いでございます。せっかく岩永副大臣、大口政務官がおられますので、自給率でも自給力でも金額ベースでもいいんですが、将来の食料安全保障を考えたときに上昇させていかなくてはならないというのが根底にあるわけでございます。農水省が政策の中でいろいろ出しておりますが、私は、これは農水省だけでは無理だと。健康を考えて食の改善をするのであれば、厚生労働省にも入っていただきたい。治水というものを考えるのであれば、国土交通省にも入ってもらいたい。環境を考えるのであれば、環境省にも入ってもらいたい。食育であれば、文部科学省にも入ってもらいたい。政府を挙げてこの問題に取り組むという姿勢を見せていただきたい。ただ単に自給率を上げるということではなくて、その自給率を上げることの持つ意味、それは国民一人一人の将来のためなんだと、そういった国民運動につながるようなことを視野に入れて、政府の方でもこの問題を位置づけてやっていただければと思いますので、お願いたいと思います。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

それでは、長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員　　3点ございます。

1点目なんですけれども、毎回申し上げておりますが、この施策をしたときに実現可能性がどのくらいあるのかと問われたときに、私は答えられないんです。食料自給率のときに申し上げましたけれども、工程管理をしていただくということで、非常にわかりやすくなったり、チェックがしやすくなったりなどと思うんですけども、その工程表がどこでどう出てくるのか、その工程表というものはどういうことをイメージされているのか、いま一つわかりません。それで、例えば5ページに役

割分担というのが書いてありますて、これでインプットという部分ではかなりわかってきたかな、具体的にどうかということは別ですけれども、総枠はわかったかなと思うんですけれども、これをインプットされた後でどういう変化が現場で起こつてくるのかというのが私にはもう一つイメージできない部分があるんです。それは生産現場の方は全くわかりません。消費の現場を考えたときには、これではどうかなというところも正直ございます。申し上げたいのは、アウトカムのところを想像しながら、きちんとシミュレーションしながら工程表をつくっていただきたいし、それをできるだけ早く私達の方にも、案で結構ですので、ご提示いただければ、自信を持って、これをやればこのようにできるのよとご説明ができるかなと感じております。

それで、申し訳ございませんが、ちょっと早く出ますので、ほかの部分を言わせていただきたいんですけども、先ほど村田委員から環境のお話が出ましたが、私も同感です。それで、お答えがありましたけれども、私はちょっと趣旨が違うかなと思ったんです。私は中間論点整理の後で確認させていただいたんですけども、環境配慮をすべての施策に優先するといったことを確認したと思うので、個別のところではなくて全体のところで強い意思表示をしていただきたいと思います。クロスコンプライアンスという言葉も入ってきましたので、ここは非常によかったなと思っていますけれども、これもすべての支援策にクロスコンプライアンスが入っていくと私は理解しておりますが、その辺はいかがなのかということが2点目です。

それから3点目ですが、パブリックコメントが10日間なんです。これは、再三この冒頭から国民的議論をすると言われておりますのに、10日間というのはいかにも少ないなと。これは昨日もちょっと申し上げまして、プレス説明のところでリカバリーしておきますという話があったので、それはそれで結構なんですが、あらゆる手段を使って国民に周知をしていただいて、国民的議論が巻き起こるようなことを図っていただきたいと思います。

以上です。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

それでは、ここで一旦切りまして、岩永副大臣。

○岩永副大臣 森本さんの質問についてですが、一つには、今日ここでご議論いただいているのは、これは最終的に閣議にかけて決定するわけです。それから、「食料・農業・農村政策推進本部」というのがございます。この本部長というのは総理でございまして、そのもとに各閣僚が配置されているということでございます。例えば、私も今、文部科学省の大臣に要請しているのは、農業高校の卒業生が年間2万5,000人いるんです。しかし、それが全部農業に従事しない。しかし、農水省としてはどう彼らにアタックしていくか、そして文科省と農水省はどう彼らが後継者になっていくような政策をやっていくかといった話し合いをするということ、これは厚労省にしても、方々でそういう連携がありますので、これは総理を頂点にしてこの計画を進めていきたいということを思っております。

それから、自給率の問題で、おもしろい議論が出ておりますのは、これも日本型食生活の自給率、先ほど議論があったわけですが、今日もあるところで出たのは、健康的食生活の自給率を出したらどうかと。というのは、かつて日本が70%、75%の自給率を持っていたときに何を食べて自給率を向上させていたかということを健康的食生活といった名前で食育を通じて国民に普及すること等も大変大事ではないか。こういうことを思っておりますので、今の森本さんの意見は全省庁にわたって我々も依頼していきたいし、協力していきたいと思っております。

○生源寺部会長 ありがとうございました。

それでは、生産局長、お願いいいたします。

○白須生産局長 ただいま長谷川委員の方から、その前に村田委員からもございました、環境を重視した農業への転換ということでございまして、これはまさに11ページにございますように、今私どもとしては、農業全体を環境保全を重視したものに転換していくこうということでございまして、この3月までに何とか環境保全に向けて最低限取り組むべき規範を策定しようということで、今生懸命まず規範づくりをやっているわけでございます。それから、お話のとおり、こここの要約の方にもございますが、そういう規範についてはいろいろな支援策を受けるための要件ということで、クロスコンプライアンスというお話がございましたが、そこについては可能なものから順次そういうものを広げていこうということで、その点について

も検討しているところでございます。そんなことをやりながら、将来的には環境負荷の低減に向けたモデル的な取組への支援を導入していきたいということも検討しているわけでございます。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

そのほかございますでしょうか。

○今井企画評価課長　　山田委員からご指摘のありました、計画期間を改めて10年程度を見通すものとして策定していくんだということにつきましては、ご指摘のとおり、そこはきちんと説明ができるようにということを考えておりますし、またそこにつきましても次の原案のところでもう少し書き込みますので、見ていただきたいと思います。それが、ご懸念のありました自給率目標について、先送りするものではないんだということの説得ある説明につながるものだと思っておりますので、ご指摘を踏まえて記述していきたいと思います。

あと、5割以上を目指すという方向は、今ご指摘のとおり、今の基本計画には自給率の水準としてきちんと書かれておりますけれども、数字の話につきましては次回お示ししていきたいと思います。そういった将来目指すべき方向は書く方向で検討しておりますので、表現ぶりについても次回に見ていただきたいと思います。

あと、遊休地対策の話もございましたけれども、4ページのところに書いてあると言えば書いてあると理解していただいているんだと思いますけれども、我々としても、こうした飼料作物については重点課題に取り上げてやっていきたいと思っているところでございます。

長谷川委員からありました実現可能性の話につきましては、工程管理というのをどのようにやっていくのかということに尽くると思いますので、これは改めて、よくわかるようにご説明したいと思います。

あと、環境配慮のところにつきましては、村田委員に重ねて言わわれましたので、原案の作成段階でその記述の場所などを含めて改めて検討し直したいと思います。

パブリックコメントの件は、ご指摘を踏まえまして、あらゆる手段を通じて国民に対する周知などに努めていきたいと思います。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

では、関連だと思いますので、総合食料局長から。

○村上総合食料局長 5年後の見直しは、必ずしも自給率だけではなくて、全体の話であろうと思いますけれども、山田委員がご心配なのは、5年後に自給率目標が立つかということじゃないかなと思います。これは全体を10年間に計画にするということと密接に関連して、政策の大きな転換をする、その効果を測る上では10年ぐらいということで、それに連動した形で自給率も定めていきたいと考えておりますし、その効果がすぐに現れるということではなかなかないであろうということで、5年後という目標を定める意味はあまりないのでないかと現在のところは考えているところでございます。その際、工程管理をきちんとやっていくということを申し上げているわけですけれども、自給率に関しての重点施策というものを生産面、消費面それぞれに置いております。その重点施策を中心に、どういうことをいつどのようにやっていくかというプログラムを設定していくということになろうと思います。そういうプログラムに照らして、その中には、ある時期にこういう目標まで持っていくといった数値も入ってくる可能性はあると思いますけれども、そういう点で評価していくことになろうかと思います。ですから、毎年何%上がったかという意味での物差しという形は必ずしもとらない。もちろん、自給率がどうなったかというのは、総合的な評価として毎年評価されるということはあると思います。

それから、工程管理については、自給率向上のための重点施策だけではなくて、現在見直しております基本計画全体の施策がどのように進んでいくかということもこの工程管理の中に入って、それが自給率あるいは自給力にどう反映していくかということについてどうなるかということでございます。

○生源寺部会長 ここで岩永副大臣がご退席になります。

それでは、山田委員、どうぞ。

○山田臨時委員 すみません、しつこいようで。新基本法の第15条に、おおむね5年ごとに基本計画を変更するものとするという項目があるわけです。要は、きちんと施策の効果の評価を踏まえてやりますよと書いてあるわけで、5年後に目標がなくて大丈夫か。例えば自給率目標を含めて、それがない中で5年後の有効な評

価や見直しができるのかということを懸念しておりますので申し上げているわけでありまして、その点は数字がないから今は何とも言い切れないでいるのですけれども、しっかり検討してほしいと思います。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

そのほか、この食料自給率の目標に関してご意見はございますでしょうか。増田委員、どうぞ。

○増田委員　　食生活指針のところについて、質問の意味も含めた意見を言わせていただこうと思います。2ページにございます食料消費面の要因のところで、普及・定着に向けた取組が具体的な行動に結びつかなかつたと検証されております。そして、4ページにいきますと、「フードガイドの策定・活用」とありまして、これで先が見えてくるのかなと思っておりましたところ、7ページの「（3）食生活の改善に資する品目の消費拡大」のところで、ここで私としては食生活指針というのが大切な手段として出てこなければならないと思っているところなんですが、

「日本型食生活」の普及推進の観点からと書かれております。食生活指針というのがどうも私ども消費者の立場から言いますと、仏をつくって魂が入っていないと今の現状を見ております。全品目入っているんです。ところが、それぞれの消費拡大のところに具体的に結びつくような施策の展開になつてないというのが大変気になっております。何が出てくるかと言いますと、米なんです。米の消費拡大、ご飯の消費拡大、米飯学校給食というのはどの機会にも聞こえてくるし、書かれている。ところが、今はやっておりますダイエットは、米などの穀物を減らして畜産物、たんぱく質をとるというもので、若い女性の間にこの仮説が浸透しつつあるという流れもありまして、これには先ほど副大臣が言われました「健康的食生活」というのを一つキーワードにして国産農産物の消費拡大につなげるような食生活指針の改めての運動を起こさないと、せっかくつくった食生活指針でございますので、強く思っているところでございます。質問としては、なぜ米の消費拡大ばかりうたい続けなければならないのか。果物もあるし、野菜もあるじゃないかというのが私の感じ方でございます。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

そのほか、この自給率の目標に関連してございますでしょうか。もしなければ、今のご議論に関するコメントを、若干質問という点もあったかと思いますけれども、よろしくお願ひいたします。それでは、消費・安全局長、お願ひします。

○中川消費・安全局長 増田委員からのご意見でございますけれども、食生活指針、これはご存じのように10項目で、確かにおっしゃるように網羅的に書いてありますけれども、今私どもが一番問題だと思っているのが、そこに書いてあること、例えばご飯を中心にしてとか、そういうところ、大事な点が全部網羅されていますけれども、それを個々人の日々の食生活に結びつけるようにうまく活用されていない。そこに何が欠けているかというと、そこに書いてある10の項目と日々の活動にいくまでの途中の具体的な行動に結びつくものがないから、実際、認知度は25%ぐらいとなっていますけれども、具体的な国民運動と言っていいんでしょうか、そういうものに結びついていないということでございます。そのところを今回改善するものとして、これはいくつかの国では既にありますけれども、フードガイドという形で、もう少し視覚的にもわかりやすい形で提示しようと。そういうことによって各人の行動に結びつくような、その一助にしていきたい。それから、単にそういうフードガイドをつくれば、これまた実践に結びつくかというと、それほど簡単ではないということも私ども承知しております。マスメディアをどう使うかとか、いろいろな情報提供の工夫も必要かと思います。この点は17年度から具体的な活動に結びつけたいと思っております。

それから、お米の消費拡大についてはむしろ総合食料局からの方がよろしいかと思いますけれども、おっしゃるように、食生活の見直しの第一番の基本は、命ある限りできるだけ健康で各人が生活していく、生活習慣病などのマイナス面をできるだけ少なくしていくというのが大きな狙いだと思いますから、そういった行動に結びつけたいと思っております。

○生源寺部会長 それでは、総合食料局長、何かございますか。

○村上総合食料局長 米が自給率の切り札という気持ちは非常にあるわけですが、それで米、米ということで、単品の消費拡大というお話でございますけれども、これから単品という形ではなくて、今、消費・安全局長からお話もありましたよう

に、食生活全体の中で米をちゃんと位置づけるという形で、食生活のあり方とか、それから健康という観点から総合的な体系的な形で、米についてももちろん重点を置いてしっかりとやっていきたいという感じでいるわけでございます。農林水産省は、いろいろな品目の消費拡大をやっていて、それを食生活全体としてちゃんと見ているのかという話もございますし、そういう意味でちゃんと体系づけた形の中で米もきちんとやっていく、このように思っております。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

それでは、永石委員、どうぞ。

○永石臨時委員　　自給率の問題で、特に4ページに書いてあります、食品産業と農業との連携強化ということでございますけれども、前回、横川委員の方から、外食・中食等においても、国産品の自給率といいますか、55ないし60%近くはしているというお話をされました。外食産業においても国産品を多く利用されている業界の表彰等ができないか。

それからもう一つは、地方公共団体の役割の中で、地域の食料自給率や地産地消の取組の目標設定というのがございます。地域の自給率は、私もこれは賛成だということでお願いしてきたのですけれども、地産地消の取組の目標を設定するというのはかなり難しい。例えばお米ひとつにしても、市場原理における全国流通、県内の卸等も全国のお米をいろいろ扱っている。そういう状況はなかなか捉えにくい面もありますて、その辺をどのようにするかという配慮等も必要かと思います。

以上です。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

今の点につきましては、特に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。どうも貴重なご意見、ありがとうございました。それでは、もしなければ、次に移らせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

次に、第3の講すべき施策のうちの食料の安定供給の部分でございますが、6ページ、7ページにつきましてご意見あるいはご質問のある方は挙手をお願いいたします。どうぞ、森本委員。

○森本専門委員 7ページの(3)食生活の改善なんですが、「米飯給食の拡大」という文言が入っているわけでございますが、私達も青年部をやっているときに米飯給食を増やそうという運動はしたのですが、学校給食会とか、いろいろ間に入っている組織がございまして、なかなかうまくいかなかつたという思いがあります。事務次官の方にもいろいろ教えていただいた部分の中で、米粉のパンとか、そろそろ加工というものを考えてやっていく。米粉のパンに関しましては、私達も前から知っておりましたので、その運動はやっていたわけですが、ただ、ご飯に代わって米粉のパンでは困るんです。小麦粉のパンに代わって米粉のパンにしていただかなといと、ご飯を減らして米粉のパンにしていただいても、子供達はパンという感覚でそれを食べますので、米を食べているという意識にはならないので、そういったところを気をつけていただいて、需要を増やしていただきたい。また、次官からも教えていただいたのは、ケーキとか、ピザとか、そういったものにも十二分に今は使えるといったことを昨日聞きまして、そういったことをどんどん、もうこれだけご飯というものが嗜好の中から減ってきてるのであれば、加工して違う形にして、本当に食べやすく、国民の方々がチョイスの中で選んでいけるようなものを、これは山田専務はもう帰られましたけれども、農業団体も販路拡大というものを真剣に考えてやっていかなければならぬと思いますので、学校給食に関しましては、米粉のパンあたりを小麦粉のパンに代えるような政策をとって普及していただけるようにお願いしたいと思います。

○生源寺部会長 ありがとうございました。

そのほか、6ページ、7ページにつきましてござりますでしょうか。新開委員、どうぞ。

○新開委員 森本委員と同じことなんですけれども、地域ですごい学校給食の改善について、本当に女性達が骨を折っているんです、PTAの会でも。でも、それを何十年続けてもその改善がなされない。これはやっぱり国の方からもっと動いてほしいと思います。子供もかなり減少していますので、学校給食というのが自校式に変えたくてももう変えられないとか、規制が多過ぎます。それで母親側からいいますと、健康面を考えて、もっと国産とか、それから栄養面とか、変えてほしいの

ですが、システムが変えられなくて、全然その運動が活かされていないんです。ぜひこのことは国を挙げて改善してほしいと思います。よろしくお願ひします。

○生源寺部会長 ありがとうございました。

そのほか、食料の安定供給に関してご意見はござりますでしょうか。横川委員、どうぞ。

○横川専門委員 現状では「食」を捉えるときに、「国産」という言葉を使うことでしか納得性がないんだと思います。先ほど、副大臣が「健康的食生活」とおっしゃいましたが、それが本来の切り口だと思います。海外か国内かということを消費者はあまり認識していないんです。今、BSEでは大変大きな問題になっていますが、1品1品がどういう形で入ってきているか、みんな知らないで食べています。そういう意味で、先ほど永石委員がおっしゃったように、表彰制度というのも一つのやり方としてあっていいと思います。ただ、それとは別に、本当は栄養素の違いがどれだけあるのか、安全性の違いはどれくらいなのか、はっきりと示す必要があると思います。また、私は「自給率」よりも「生産・供給率」という捉え方をするのもいいと思います。供給率というと国がどの程度つくる力を持っているかということですから、わかりやすいと思います。これからもっと輸出しなければいけない、あるいは輸出余力が出てきたときに何を輸出するか、といったら、日本の商品は品質でしか輸出できないんです。価格で輸出できるとは思えないすると、品質の違うのあるものが国内産なんだというイメージを国がどうつくっていくかということが重要になると思うのです。ですから、そういう意味で、中身の勝負となると、「健康的食生活」なんだと思います。

それから、食品産業の海外での実態をもっと確認することが必要です。日本に流通している食品の「原料の産地はどこで」「どういう加工を経て」日本に入って販売されているかということについての調査を、もう少しやる必要があると思うのです。海外に行くと、その先々で多くの日本のメーカーがバッティングしています。そのくらい海外進出しているということを踏まえて、各々の企業がどうしてそこへ行っているのか調べないで、ただそれを国内に転換しようといつても問題解決には

ならないのです。ですから、実態調査をもっとしないと、実際に行動するときに具体策が打てないんじゃないかなという気がします。

また、「食生活の変化」と簡単に書いてありますが、大変に複雑な部分があります。例えば、惣菜部門は現在、年間で大体7,000～8,000億円から1兆円程度の売上が伸びています。ひとつの部門が伸びるときには、商品の流通・加工のシステムがものすごく変わることになります。その「変わる」部分を海外でつくるか日本でつくるかによってだいぶ国産品と海外品の差が出てくるわけです。国としてはそれにどう対処するのかはっきりしなければいけない。国内加工・流通ということも含めて考えることが必要です。

このように、多くのことが書いてありますが、逆にいっぱい書かれ過ぎているのでできないと思います。重点政策として、例えば、自給率なのか、担い手なのか、健康のための食生活なのか、何か絞らないといけないと思います。

最後に、もう一つだけ言わせていただきます。先ほど、工程という話が出ました。確かに工程は大事なんですが、そうなると、投資の問題、研究費、例えば海外でやるにはマーケティングの必要があり、輸出するのなら、その国では何が売れるのかはっきり調べないといけません。国ごとに売れるものが違うならば、その国では何を食べていて何を欲しているかということを把握する必要もある。そのようなベースとなることをせずに、輸出、輸出と掛け声をかけ、米が卖れた、長芋が卖れたと取り上げる、それだけでは先につながりません。まだ売っていないところへ何を売るのか、すでに売っているところに次に何を売るのかということにはマーケティングが必要ですが、本当に国が着手できるのか。そういう意味での具体的行動や、研究費の問題、システムづくりや指導、そしてPRはどうするのか、この辺は多分次回出てくると思いますけれども、骨子だけ聞いていると、これは5年たってもまた同じ議論をするんじゃないかなという心配がありまして、意見を述べました。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

そのほかございますでしょうか。なければ、学校給食等、いくつかご意見、ご質問的なものもあったかと思いますが、何かコメントがあれば、お願ひいたします。
総合食料局長。

○村上総合食料局長 学校給食については、全体で今、週2.9回という状況です。その中で、地方の方といいますか、農村地域が大きなウェートを占めている都府県はかなり高うございますけれども、大都市圏が低いです。その辺を重点的にもう少しやっていく必要があるのではないか。それで、文科省とも話をしておりまして、そこに重点を置いてやっていくということについて、高いレベル、それから事務レベル、それぞれ話し合いをさせていただいているところでございます。

それから、健康という先ほどのお話、国産の良さが出ていく意味で健康という形で持っていくということだろうと思いますけれども、食品産業がどういう流通実態、加工実態であるか、その辺については十分我々も勉強しなければいけませんし、食品産業が国内の農産物を使うことにメリットを感じるという形に、おそらく今回の政策全体の見直しもそういうことを結果的には目指しているのではないかと思っています。そういう意味で重点政策、我々がやろうとしていることは、もう少しわかりやすく説明する必要があるのかもしれません。これは私が答えることではないかもしれません、そのような感じもしております。

○生源寺部会長 ありがとうございました。

それでは、また戻っていただくこともあり得べしという前提で、次に農業の部分ということでございます。8ページから11ページまでにつきましてご意見あるいはご質問をいただきたいと思います。安高委員、どうぞ。

○安高委員 9ページの経営安定対策についてですが、国際規律の強化から大きく政策が変わっていく中で、品目横断的政策への転換と出ております。これはおそらく、農業の現場に対しては相当大きな転換が来る政策だろうと思っております。この政策の持つべき方で農業・農業者に対する政策の実質的なメッセージになるのではないか。今回、この骨子を見ますと、そういう品目横断的政策程度で終わるのかなと思います。けれども、我々がこの議論をしてきた1年間を振り返ってみますと、相当直接支払い等についても議論してきております。具体的なところを盛り込まずにこのままで答申していくということは、品目横断的政策、直接支払い、要件は面積規模といった雰囲気でこの答申が後に伝わっていったとしたら、私は大変

なことになるのではなかろうかと思っております。そういう意味で今日私から資料を提出させていただきました。

基本的に一言で言えば、ここに書いておりますように、「生産性向上も担い手の要件に」ということでございますが、この「生産性向上も」というのは、面積規模に重ね合わせてさらにという意味ではございません。面積規模にかかわりなく、逆に面積規模が小さくても、生産性向上をきちんと達成できる農業経営体ならば、経営安定対策を施す対象にしてもいいのではないかという考え方です。本来この政策が日本の農業政策として狙っているものは、農業の生産性の向上、ひいては国際的競争力の強化だと思います。競争力を強化するには、価格の部分だけではなく、品質の部分においても大きな意味での生産性の向上が重要である。では規模を大きくすれば生産性が向上するのかというと、私は決してそうではないと思っております。自分も農業経営をしております。近所の農業経営も見てきております。経営支援センターの中で経営改善計画をつくるプロセスの中で、いろいろな農業経営を見てしております。相当譲歩してあげても、95%の農家はどんぶり勘定です。経営規模を要求するというのは、大きなどんぶりを要求するだけです。農家で、例えば米、麦、大豆、キャベツ、ホウレンソウをつくっていたとします。キャベツの売り上げはまずわかっています。経費をきちんと答えられる農家が何人いるだろうか。お金の支出ならばまだ答えられる農家はあります。労賃部分、トータルの作業時間は何時間ですかと聞いて答えられる農家はほとんどまれだと思います。本当に経営改善をしていくのならば、例えば米、麦、大豆、キャベツ、ホウレンソウ、5つ作っていたとしたら、売り上げは割と把握しているんです。大事なのは、どれが最も利益を支えているか。利益の大きさ。利益の大きさと利益率とはまた違います。経営の戦略的な持つていき方で、利益率を優先して次の経営戦略を考えるのか。利益のボリュームが大きいものをいかに重視していくのか。この感覚もないところを経営感覚とは言えません。その農家が95%以上だと思っております。面積だけ大きくすればいいという政策を打ったとしたら、「今までいいんですよ」という農業者に対するメッセージになると思います。

そういう意味で、私は今日は取りまとめに入る重要なところだろうと思いましたので、規模要件よりもむしろ原価管理などの生産性向上、これを要件とすべきだ。規模要件よりもむしろこちらの方が重要だと。そして、効率的かつ安定的な農業経営は規模の大きさによって達成されるものではなく、生産性向上に対する意欲の大きさによって達成されるものだと思っております。そして、私が機会あるごとに直接支払いに対して異論を唱えてまいりましたのは、直接支払いという所得政策は生産者の向上意欲にマイナス効果を生むおそれが大きいからです。本来目指すべき競争力のある農業を達成するために逆行する政策になる可能性が高い。直接補償というのは、生活を守る政策ではあっても、経営を育てる政策ではない。今、日本の農業に必要なのは農業の経営を育てる政策だと思っております。そういう意味で、経営体の中に生産性向上に対する姿勢をきちんと計画目標として立てていただき、それを基準として支援していくというのが基本的な考え方です。細かいところにつきましては、いろいろなところで検討して、農水省でも検討していただきたいと思うのです。今までの議論の中で、担い手要件として生産性向上という部分を持ってこようという考え方方が政策立案の中になかったように思いますので、これを提案いたしたいと思います。

以下を箇条書きにしておりますのは、生産性向上の経営指導が大事ですよといつても、できるのかなという疑問を持っていらっしゃるのではないかと思っていますので、この例示というのは「可能ですよ」と申し上げたいのです。私は10年ぐらい前から経営改善支援センターで地元に携わってきてつくったものが、この資料に添付しております「営農シミュレーションと農業経営の考え方」というものでございます。19ページ、20ページを開いていただきますと、ここが集計の表です。この表が出来上がらなければ、経営体はわからないんです。これはパソコンで表計算の処理をしております。例えば、簡単に申し上げましょう。上にトマトと書いてあります。トマトの下に20と書いてあります。これはパソコンの表計算ソフトです。ここにもし40という数字を入れたら、作付面積が40になるということで、すべての数値が動きます。トマトに40を入力しただけで、隣のキャベツの所得率が変わ

ります。減価償却費、共通経費、こういうものが面積あるいは売上で負担割合を計算するように式入力をしております。

何を申し上げたいかというと、生産費というものは作物ごとにあるわけではない。経営体の中に存在している。だから、平均的な生産費というものはありますけれども、個別の生産費はばらばらなんです。これを把握しないで、「経営改善ですよ、経営能力ですよ」と言っていたら、農家は何もわからないまま進んでしまうということです。私どもの市町村あるいは近隣では、この私が作成しました表計算で経営改善計画をつくっている例、県の普及員も利用していただいているという例もございます。彼らが私に言うには、こういう形でなければ経営は把握できないと。だから、日本にもほかにいくつかの例はあると思います。このレベルで経営を指導していかなければ生産性は向上しないと思っております。ですから、規模さえ達成されれば日本の生産性は向上するという、私の考え方からすれば根拠のない組み立てに頼ってこれから農業を導いていくことは、大きな誤りになるだろうと思っております。だから、経営面積の大きさよりもむしろ経営能力の向上をいかに早く実現していくかということが、今、競争力を強くする日本の農業に求められている。それに応える農業政策、その基本計画、今回できなくても、それにつながるような道筋、方向性を示す基本計画をつくることが我々の役割だと思っております。本日、誤解がないようにと思いまして、文書と資料を提出して、私の意見、提案にさせていただきます。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございました。

それでは、森本委員、どうぞ。

○森本専門委員 私は安高さんの言っていることはすごくわかります。しかし、わかるということを踏まえて、若干、土地利用型農業者としての意見を言わせていただきます。水田で259万ヘクタールというものがあって、そして優良農地として474万ヘクタールというものを今後残していくということを前提にものを考えたときに、私達が今、米の消費が減ってきている中で、転作作物として何をつくるかといったときに、トマトとかホウレンソウとか、いろいろなものを10ヘクタール、

20ヘクタールつくるということは、はっきり言ってこれは不可能です。ということは、1人の人間が大きな区画を守っていく、これから先も耕作放棄地を減らしながら優良農地を守っていくという観点からすると、やはり米であり、大豆であり、麦であり、飼料作物ということに、ソバあたりも当然入ってくると思いますけれども、なってくるのではないか。そこは、では私が15ヘクタールの中で5ヘクタールに大豆を作付けするとしたときに、5ヘクタールの大豆を海外の大豆と比べたときに、そこで今の交付金の8,000円がなければ、私は戦えないから、採算の合わないものはつくらない、はっきり言えば。そうなってくると、どんどん全国の農家がそのように採算というものの中で経営というものを考えていたら、私は、当然その人達は耕作放棄にした方がいいんじゃないかと思ってくるのではないかなど。そうなつてくると、確かに経営計画というものをわかっていなければならぬということは私達土地利用型農業者も思っているんです。米だけで飯が食える農家は恵まれ過ぎていると私は思っているんです。1年のうちに100日程度しか働かない。それで何百万円も儲けるというのは、本当はちょっと違うのかなと思います。しかし、そこはいろいろな考え方で、そこだけで線引きはできないんじゃないかなと。大規模区画というものの必要性もある。そこに交付金というものが将来なくなるのであれば、若干の直接支払いあたりで国がそういう人達を助けながら、その農地を守ってもらう対価としてそういうものを払うという考え方にして、その辺のところは成り立つかなという気はいたします。

○生源寺部会長 どうぞ、安高委員。

○安高委員 これは、直接支払いという、農林水産省が2回も3回もかけて説明なさった案に対して私は10分程度で説明しようと思いましたので、端折ってしまいました。要するに、考え方としてこういう考え方があるでしょうと。だから、目的は、今、森本さんがおっしゃったような目的があると思います。だから私は、もし皆様方がこういう生産性という物差し、それを可能にする手法があるということをご存じになれば、森本さんがおっしゃるような目的に沿った使い方をしていただければいい。だから私は、今農家に必要なのは、全体の生産性ではないんです。作物別にきちんと把握しないと、経営は把握できない。例えば、1つの職場でセール

スマンが10人いた。みんなの売り上げしか見ていなかったら、変えようがないんです。誰の成績が良くて誰の成績が悪いか。なぜ成績が悪いのか。これを見定めないと、全体も向上できないし、落ちているものもサポートできない。だから、トマトだって、キャベツだって、作物別に把握する必要はあるんです。ただ、実際に今、森本さんがおっしゃったような形で安定対策を打つときは、トマトの生産性はいくらであろうと、基本的には関係ありません。例えば米なら、米60キロを10年後に生産費5,000円でつくりますよ。今は1万2,000円かかっていても、5年後は5,000円、あるいは6,000円、7,000円、そこを目指して、可能な、合理的な計画書を出したところに直接支払いをいたしましょうという考えです。では払うときの面積は、私は、水田面積が国の政策として重要だと思ったら、直接支払いの対象から畠は外していいと思う。水田面積に応じて、その生産性効率が高い部分に対してだけ払いますよと。米が高ければ、麦が悪ければ、そこは直接品物に影響するというのは難しい。ですから、そこは適当な指標を決めて、あるいは国の政策として21世紀型の基盤整備をしたところは、7,000円のハードルでは駄目です。それでは直接支払いしません。5,000円ならしますと。中山間地はどうしても無理だ。水田1枚が10アール、20アール。ここは10アール9,000円でしますよと。それはいろいろな工夫があると思います。

そして、この中で1力所述べておりますけれども、今、消費税というものが導入されている。これは例えばの例ですけれども、そういう消費税の本則課税などをイメージとして利用していけば、それをきちんと達成しているかどうかという検証も可能です。検証して、できていなければ、当然打ち切っていく。だから、経営改善計画でも、かなりレベルの高いものを求めていく。後の検証もきちんとしていく。これをさせたら、農家には非常に厳しいです。しかし、私が思っていますのは、都道府県も含めた、農協も含めた関係機関がこれを達成していくためには、かなりの勉強をし、かなりのものに取り組まなければならないと思います。しかし、これから先、農業に難しいものを要求していかなければいけないんです。でなければ競争力なんてつかないんです。農業に厳しいものを要求していくには、我々農協も含め

て、行政関係者も含めて、血のにじむような努力をしないでできるわけがないじゃないですかと言いたい。

言葉足らずの部分だけ説明させていただきました。以上です。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

森本委員、よろしゅうございますか。

目途としていた12時半になっているわけでございますけれども、まだもう少し議論すべきパートが残っておりますので、しばし続行したいと思います。西山委員、どうぞ。

○西山臨時委員　　担い手の部分でいいですか。ちょっと私、帰る時間の飛行機が満席の状況なので、もし遅れると今日は帰れないような状況なので、雪まつり等がございますので、それでちょっと先に言わせていただきます。

担い手の育成・確保の部分で、たしか中間報告のときに、昨年の3月なんですけれども、農村地域では今、地域を支えてきた建設・土木関係が非常に厳しくなって、農業への参入が増えていると。今、定年帰農という言葉があるように、建設帰農という言葉も出てきているようですけれども、私ども北海道のような地域では、今言ったような農業への参入というのが真剣に取り組まれている動きがある。そうした観点から、中間報告では、今回の認定農業者、それから集落営農、もう一つ地域の農業のサービス事業体という位置づけもあったと覚えておりますし、記載もされております。今回、実は担い手の部分で2つしか出ていないで、事業体の部分は抜けているというのがあるので、その理由をちょっとお聞かせいただきたいということと、先ほど須賀田局長の農地制度の説明の中には、ちゃんと担い手の位置づけで農業のサービス事業体について位置づけられたので、実質施策が打たれるということであればいいんですけども、さっき言ったように、地域の農村ではそのような状況があって、多様な担い手の中の一つに位置づけされているということもあるので、今回表現的に抜けた理由がございましたら、ちょっとお伺いしたい。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。それでは、新開委員、どうぞ。

○新開委員 私も、担い手政策の部分で、意見というよりもお願ひをしたいんですけれども、今回の基本計画の中に消費者と食品産業の視点がかなり今までの計画と違って入ったように思うんです。消費者の信頼なくして農業発展はないし、また食品産業との連携なくして農業発展はないんですけれども、ここは、しっかりとした農家がいないことにはそういうことにはつながっていきません。しっかりした担い手がたくさん育つことによって自給率もおのずと上がっていくんです。そういう観点から、集落営農とか、組織的な農業の担い手はかなり最近論議されるんですけども、個別農業者においての視点が少し足りないんじゃないかなと私は思います。これから先に集落営農と、それから外国とも戦えるような力のある農業者等が地域で同居していくような形になりますときに、若者というのはどんどん経営を伸ばしていきたいと思います。それと、集落営農というのは、本当に定年帰農の方とか、高齢者とか、そこにたった1人ぐらい若者がいるとかなので、そこでかなりの戦いが始まるんじゃないかなという心配をしているんです。その場合に、どんどん経営を伸ばす人は、それに食い込んでまで経営を伸ばしても国としてはいいのか。そういう個々の農家に対する将来のイメージが、例えば私は今農産物直売店をしておりますけれども、1年目より2年目、2年目より3年目と売り上げを伸ばしていくたいし、拡大していくたい。こういう農業経営者の場合に、集落営農というのはかなりイメージができたのですけれども、個々の農家の場合、個々の農家が法人にしてどんどん大きくなるようにならないと、若者が将来ああいう農業をしたいということにはつながらないと思うんです。イメージとして530万程度というのが出たのですけれども、横川委員がおっしゃるように、どんどん外国と戦うような農業でしたら、530万ぐらいではとても若者は取り組まないし、サラリーマン並みとか他産業並みと言うけれども、それ以上の農業を目指す人をこれから育てるのがこの基本計画の一つじゃないかと思うんです。その点はもっと個々の農家をイメージしていただきたいなというのが私のお願いなんですけれども、いかがでしょうか。

○生源寺部会長 ありがとうございました。

そのほか、ございますでしょうか。なければ、いくつかご指摘もあったかと思いますが、ご質問のようなこともあったかと思いますので、あるいは農地制度に関わるようなこともありましたけれども、それでは事務局の方からお願ひいたします。

○須賀田経営局長 ご質問の逆順に、新開委員の個別経営のフォローが足りない、集落営農に集中し過ぎているんじゃないのかと。確かに私どもも反省に立ちますと、議論が、小さな営農をどうするんだとか、兼業農家をどうするんだとかというのが主になりましたので、そういう方は集落営農で経営体の実体を持ったものになってほしいという議論に集中してまいりました。別に個別経営を見捨てたわけではなくて、個別経営の方々も経営の多角化を図りながらどんどん大きくなつてほしいと思っておりまして、そのところは十分説明したつもりでございますし、今日安高委員からのご指摘がありましたように、単に規模を大きくするのではなくて、今後考えていかないといけないのは経営の中身ということでございます。そういうことで、また機会もありましたら、個別経営の進展の仕方、法人経営の進展の仕方、そうでない集落営農の東ね方といった観点からもまたきちんと記述したいと思っております。

それから、西山委員から、サービス事業体の位置づけが落ちているのではないかということがございました。サービス事業体を中間論点整理のときに位置づけております。それは、例えば建設業者が農業部門に参入するときに、まずやりやすいのは、サービス事業体になって他の農家から一部分の作業を請け負って作業料金をいただいて、いろいろ工期なり収穫作業なり、部分作業を請け負うという意味のサービス事業体は、将来の担い手となる予備軍として重要だということで、サービス事業体で担い手を目指す方にはいろいろな施策の支援をしたい。これは確かにそのとおり言いまして、予算も組んでございます。ただ、サービス事業体がサービス事業体である限りにおいては、そういうリスクをとつて農業経営をするわけではございませんので、その経営対策の対象としては、中間論点整理のときから、農業経営を行う者としての認定農家、そして経営体の実体を持った集落営農ということにさせていただいておりますので、現実の動きとしては、サービス事業体からその集落営農へ昇華するという動きを見せていただければと思っております。

それから、安高委員と森本委員からございました。本日の安高委員のご意見にはほぼ賛成でございます。私も、経営を見た場合に、経営面積の大きさよりもむしろより高度な技術と経営、経営能力に重点が置かれていると思いますけれども、そこが大事だというのはおっしゃるとおりだと思います。おれはいくら規模を持っていんだとということを威張っている方で、経営がめちゃくちゃでついに倒産したという例も聞いておりますし、きちんと損益計算書なり貸借対照表なりをつけて、まさに安高委員のご提案のように経営管理をしなければ経営としての発展はない、これはおっしゃるとおりでございます。我々も今、集落営農の取組を進めておりますけれども、その中の重要な要素として、経理をきちんとしてくれと言っております。これは、集落営農に入ったら何の得があるんだということを各農家が言うわけです。こういうことで機械が効率的になる、集団化してこういう土壤管理をしてこうすればこういう経営になるんだ、あなた方はこのぐらい得するんだということを示さなければなかなか入ってくれないという問題もございますので、経営体の重要な要素としてこの問題は避けては通れないと思っております。現実の私どもの政策の中で担い手という言葉を使っておりますのは、今の米の政策改革で担い手経営安定対策の担い手というのがございます。それがいわゆる4ヘクタールとか10ヘクタールとかと言われるものでございますが、高付加価値のものをつくっているような複合経営については、この規模がいいと、知事がちゃんとその内容を見て、担い手として認定できるんだということで運営しているわけでございます。したがいまして、規模ではなくて経営が大事だというのは、一般論として私も賛成でございますし、この点はきちんと見ていきたいと思っております。

ただ、ちょっと考えてほしいのは、森本委員からもございました、水田で米と小麦と大豆をつくっているその経営を考えた場合、米と小麦と大豆が品目横断の経営対策の対象でございます。一方で、10アールしかないという人がいくら原価計算をしてきちんとやったところで、経営体というのは利潤を追求する事業体ですから、将来他産業並みの経営になり得るようなものだと言って周りを説得することができるかというと、これはなかなか難しいのではないか。基礎要件として水稻と小麦と大豆がこのぐらいは欲しいんだということがあって、その上に経営能力があって、

技術があってというところをチェックしていかなければいけないんじゃないかと
私どもも思っております。これは、まだ時間がございますので、今後またご議論を
賜れればと思っているところでございます。

以上でございます。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

そのほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、坂本委員、中
村委員、新開委員の順番でお願いいたします。

○坂本専門委員　　先ほどからもうご議論があるわけですが、全体についてのお願
いなんですが、今議論されていますように、私、この全体の計画骨子を見てみます
と、例えば一つには、新しい担い手をつくるということの視点にどうしても傾いて
いく。今はそれが大きな課題ですから、これは仕方がないことですが、経営者を育
てるという文面を明確にしていく必要があると感じております。

それからもう一つは、ものづくりということが農業者として我々の今までの流れ
でしたから、とにかく農産物をつくるということにどうしても基本的に品目別生産
政策の視点になってしまします。しかし、そこに経営理念とか経営という視点を、須賀
田局長がおっしゃったようなことをちりばめて明確にこの文の中に入れないと、私
も40年間、後継者の育成、それから自立経営農家の育成、中核農家の育成に取り
組み、それから集落営農、集落営農と、皆さん笑っていらっしゃいますけれども、
もう経験済みなんです。ですから、もう一度ということで、今回は特別に力を入れ
るとおっしゃるからには、自給率が45は軽くいくだろうし、私もいくと思っては
いますが、これから農政の中に経営という視点を入れないと、グローバル化して
いくこの社会の中で農業だけが取り残されるような気がしますので、ぜひ入れてほ
しい。私は2次・3次産業の事業にも取り組んでおりますので、中小企業等組合法
にもちょっと絡んでおりますが、中小企業基本法の第3条に基本理念というものが
明記されておりますので、今日はこれをいちいち申し上げる時間はありませんので
失礼しますが、そうした意味で、もう基本理念というのをぼちぼちこの基本計画で
打ち出していくということをぜひ勇気を持ってお願いしたいと思っております。

以上です。

○生源寺部会長 　ありがとうございました。

それでは、中村委員。

○中村委員 全体的には、私もこういう仕組みでよかろうと思っておりますが、今、個別経営の話も出ました。それから、坂本さんから経営者を育てるという観点が出て、そういう意味では経営安定対策で、何回も言ってきましたけれども、自己努力に基づく取組をこの中に書くかどうかは別にして、経営者として自分達で蓄積してやっていくんだという意欲は買ってもらわないと、今、坂本さんが言うように、経営者を育てるという観点が抜けてしまうのではないかという気がします。

それからもう一つ、せっかく今あります農業者年金制度、これは今まで口に出したことはありませんが、任意加入になってもう3年を経過しまして、これはまさに個別農家が入っているわけです。これは認定農業者へ結びつけるものすごく強い施策なのですから、任意のままでいいのかどうかということも含めて再検討する意味も含めて、この認定農業者、個別経営の育成へもつながり、これは自分でも金を出すわけですから、そういう経営者として育成する観点からすればいい制度ではないかなと、もう一回再評価をしていただきたいなと思っています。

それから、農地制度の話、大枠の話です。いつもこれに戻ってしまって、僕も今までもっと基本的な議論をしてもらいたいという話はずつとしてきたわけですが、ここでやってもしようがない話だと思います。例えば規制改革推進会議でもいつも出てくる。古い法律であれば変えたらいいのではないかという視点でだけ捉えられているのも嫌な話として、僕らは出たたびに、市場原理の導入、それから規制改革・緩和、これはいいことだと思っていますけれども、市場原理を導入すればするほど強化しなければならない社会的規制とか経済規制があるはずなのです。これは閣議にかかる話ですし、各省にもまたがる話ですし、もっと広い立場で、国家の大枠の制度みたいなものももっとこういうところではない次元で議論を一回していただいたらいいのかなという気が強くしております。この1年間繰り返し議論がこういうことに戻るということが多かったので、そういう思いがします。これは意見です。

○生源寺部会長 　それでは、新開委員、どうぞ。

○新開委員 集落営農のことを何回も言ったんですけれども、今までも、坂本委員がおっしゃったように、中核農家、自立経営者、認定農業者と、担い手においてはずっと掲げられたけれども、かけ声だけで、実際には稼働していないんです。今回の担い手制度に私もすごく期待しています。集落営農と優秀な経営感覚にすぐれた農家というのはかなり違うと思うんです。そこで、本当にそこを両立させながら地域がいくのか。経営感覚にすぐれたこれから後の後継者がつぶされないようなルール、頑張れるルールを先のイメージとして描いていただかないと。安高さんはなかなか農業者は経営感覚がないとおっしゃいましたけれども、今は多様な農業経営者がいるので、そうじゃなくて、私は、新たな農業経営者が今かなり育ってきたと思うんです。そういう場合に、集落営農をも買いつぶすと言ったらちょっと言い方は悪いんですけども、それをどんどん買い占めながらいけるのか。外国と競争しあうような経営者をどんどん育てるといいますと、これからはそういう経営者にすぐれた若者が育つと思うんです。そういう場合に、集落をも含めて、買えるのか、その辺まで考えないと、これからの優秀な若者というのはそういう農業を目指しているんです。かけ声だけに終わらないでほしいと思います。集落営農といいますのも、機械利用組合とか、とも補償とか、農家の昔のしがらみだけが残るのが若者が嫌う要素の一つで農業が続かなかった要因の一つでもあるのです。この改革が本当に実行されれば、参入はかなり増えると思います。私達女性でさえも、経営は、こういう農業に変えたらもっといいなという思いでいますので、基本計画が農業者にとって意欲の持てる形に考えてほしいと思って発言させていただきました。

○生源寺部会長 ちょっとお待ちください。豊田委員。

○豊田委員 今の経営問題もさることながら、全体について一言。これは意見なんですが、5年間の基本計画を設定する場合、日本経済の今後の5年間をどう見通すかということについてもう少し考えておきませんと、バブル崩壊後15年間で一応デフレがほぼ一巡して、低いレートでのインフレに転換するのではないかという予測がございますね。高齢化に伴う財政支出の増大ですとか、東アジア諸国での経済成長の波及効果ですとか、いくつかの要因がございまして、同時にデフレが継続する要因と複合的になっていると思うんですが、その見通しをしておきませんと、

経営所得目標をいくらにするかという、その設定の問題や、自給率の水準をどうしていくかというときに、これは消費者の消費選択が国内農産物に向かうというのは、ある程度の低いインフレが前提にならないとなかなか消費選択が働くかといふのが今までの農産物のいろいろな動きを見ているとございますので、そういったところから考えるとむしろ、一体どのような経済見通しをした上で全体の自給率目標、農業の再活性といいますか、農業のルネッサンスといいますか、そういったものを見通していくのかという全体の議論がないと、計画はつくってみたけれども、5年後にどうだったのかということにちょっと不安を感じますので、まえがきのところにでも何かそういう農業をめぐる状況についてのご判断を示していただいた方がいいんじゃないかなと思います。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。安高委員、どうぞ。

○安高委員　　先ほどの須賀田局長のお答えというか、ご発言に、私は今回提案しておりますので、私に対する質問のようにお答えさせていただこうかなと思っております。

経理を把握することと、経営を把握することは別だと思っております。農業において、青色申告で経理したとしても、生産現場の仕組みがわかっていないんです。農業の生産でほとんどのものが、作業時間部分が一番経費として大きいんです、一般的に。その作業時間が、どの作業にどれくらいかかっているかを把握している農家がほとんどいません。先ほど新開委員がおっしゃったように、時々はいらっしゃると思います。それは否定しません。しかし、これは政策として議論していますから、一般的にどうなのか。となったときに、もう把握していないと判断してかからないと、政策は誤ると思っております。

そして、法人を否定するものではありません。集団を否定するものでもありません。ただし、法人化する。法人になっていく。集団にしていく。あるいは面積を要件にする。これを要件にしたときに、その法人という、集団という、形を追っていくてしまうんです。面積だとか。これは、補助金をもらうために形をつくるんです。だから、形をつくる努力をするんです、農家が、農業者が。だから、同じ努力をさ

せるのなら、ダイレクトに生産性、効率、こういうものを要件にしましょうというのが私の提案なんです。

そして、私は、考え方として、10アール、20アールに直接支払いをした方がいいというわけではありません。それは別問題ですが、考え方として、もし10アールでも60キロの米を3,000円のコストでつくる経営体があったとしたら、これをつぶす必要はないでしょう。好ましいんでしょう。と私は言いたいんです。だから、10アール、20アールで野菜だけつくっているところは、今もその競争社会の中で生きているのですから、何もそれを支援する必要はなかろうと思っております。だから、水田という部分に着目して、米、麦、大豆、ここをきちんと把握していくということが今のこの政策の流れの中では必要ではなかろうかなと思って提案しているということです。

○生源寺部会長 坂本委員、どうぞ。

○坂本専門委員 安高さんの意見を聞くと、法人を補助金泥棒みたいな言い方をなさるので、法人経営者として申し上げたいのですが、「法の人」と書くということをお忘れなく。法人というのは大変なんですよ。今おっしゃる組織、それが集落営農だったんです、今まで。問題は、集落営農を組織化して、任意団体で補助金を使ってきたわけでしょう。しかし、日本農業は問題多き状態でしょう。あなたは農協の組合長だからわかるでしょう。我々法人という経営体というのは半端なものじゃないですよ。税務署にしろ、労災にしろすべて検査を法的に、法の人になるんですから、労働時間だって、これをきちんと安高さんが言うように計算したら、人件費が我々の組織だと、我が船方グループだったら常時3人いりますよ、人件費のコストが大変です。だから、おおむね1年間の部門別労務時間を率で出すしかないんです。だから、家族経営なんてわからないでしょう、息子を使ったり、じいちゃんが何時間やったとか、夜中にやったって家族だから関係ないでしょう。私がいつも言うように、家族経営はトップ会議を寝室でやれますからね。経営において一番コストのかかる管理費が、朝食のとき、夕食のとき、寝室でトップ会議ができるんです。法人というのはそんなことできない。すべて賃金を払ってというと管理費にものすごいお金がかかるんです。ここがこれからの集落営農で本当に耐えていけま

すかというので、そのためには経営理念というものを明確に出していくなければ、日本の農業は変わらないと思います。だから、法人化を補助金泥棒づくりのような言い方をしてはいけませんね。そんな甘いものじゃないですよ。

○安高委員 私は初めにこれを申し上げるときに気をつけて、法人が悪いわけではない。集団が悪いわけではない。これを要件にしたときに、その補助金を取りに法人化する。集団化する。これが良くないんだと。だから、坂本委員がおっしゃるように、法人の経営の難しさはすごくわかります。集団の運営の難しさもすごくわかります。だから、本当にその仕組みの中で生きていくという形をつくっていかなければ駄目ですよと。だから、今の法人は立派です。集落営農でもちゃんとやっているところはあります。それは否定しません。これに釣られてやっていくのが良くない。本末転倒だと言っている。今は何も否定はしません。

それから、家族経営では、おっしゃられた労働時間は把握しにくいです。細かいところを把握するのではなくて、全体としてアバウトに把握することはやはり必要なんです、作業時間も。それで全体としてのバランスを見ていく。これが重要だと思っております。

以上です。

○生源寺部会長 今のところで何かコメントはございますでしょうか。それでは、簡潔にお願いいたします。

○須賀田経営局長 最後の方から申し上げますと、安高さんがお書きになったようなものは、私が見ている限り、もう法人経営の方は皆このぐらいのものはつくつておられますし、さらに経営努力も土壌の管理などもやっておられますので、法人になればこういうことができますので、私どもが進めておりますのはそういうことでございます。また、個別経営の方でも、こういう管理をしている人でないと、それは発展しないというのが実態でございます。

先ほど例で申されました、10アール、20アールでも3,000円で米をつくっている人は担い手にしていいじゃないかという話がありました。私どもは、経営体というのは何と関連するかでございますが、経営体がやっている農業で人並みの所得を上げてずっとその農業を持続していけるものとして経営体というものを捉えてお

りますので、部分的にいくら立派な農業技術を展開していたとしても、全体の経営体としてそれなりの人並みの所得を目指せるようなものを観念していきたいと思っております。

それから、新開委員からございました、個別経営とか法人経営が理想なんです。そこまでいけないからその次善の策として集落営農というのを今提案して、集落営農も集落営農でとまるのではなくて、将来法人経営になっていく発展形態のものを位置づけたいと考えております。

言われたかどうかわからないのですけれども、現場において集落営農を組織化するときに、法人経営の方々あるいは個別経営の多くの方々が借りている土地を集落営農の方が取り戻してしまうという問題が散見されておりまして、私どもは大変悩ましく思っております。やはりそこは公的主体、農協なら農協、農業委員会なら農業委員会が中に入ってうまくさばいていただきたいと思っておりまして、その方の対応もちゃんといたすようにしたいと思っております。

以上でございます。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

そのほかはございますか。よろしいでしょうか。

それでは、今のパートについてでも結構でございますけれども、一応すべてについて一渡りご意見をいただきたいと思いますので、農村政策あるいは団体の整備等につきまして。杉本委員、どうぞ。

○杉本臨時委員　　高度なご意見で恐縮ですけれども、中山間地域等の振興の中に含まれることなので、聞いていただければと思うのですが、林業といいましょうか、先ほどの農地制度の中でも、農地としての利用の必要性に乏しいものは山林等へ転換と書いてありますが、一応中山間地域を振興しようと自然、農林、文化、こういった力の総合力を發揮するしかもう振興する道がないんです。そして、田畠へ水を引こうと思いましても、当然、山際の水路、山の方から引いてくるということになりますので、農村整備をするにも山との関連があるということと、それから農業災害関係ですけれども、今我々の町というだけではなくて、かなり全国的になっていると思いますけれども、イノシシ、シカ、クマ、サル、この被害がすご

いんです。これらについての対策につきましても、農村振興としては重たい課題になってしまいます。サルとかイノシシ、特にクマが昨年甚だしかったんですけれども、こうしたことは、山林の里山整備がきちんとされていないから、里山に入ってきたクマがすぐ人家へ入ってしまうという研究も出ていますので、中山間地域には林というものと密接に関係する部分があって、それとともに環境保全だと文化の振興といったものがあるんだということにも触れていただけするとありがたいかなと思っています。

それから、生活環境の方ですけれども、先ほどから食育の話だとか、伝統文化などについての話も出ておりますが、ここでいう高齢化を対策するんだといった考え方だけではなくて、農村のいいところといいますのは、多世代といいましょうか、各世代が住んでいてくれるということは大変大きな力になっております。今、都会の方では子育てできない女性が増えているといいますけれども、おじいちゃん、おばあちゃんの知恵というものは大変子育てにも活用できるというか、学ぶところが大きいということと、食育につきましても、料理をする工夫とか知恵というのはおじいちゃん、おばあちゃんがいっぱい持っています。伝統的な料理といいましょうか、昨日もお雑煮百選が選ばれたなどという話が出ていましたけれども、こういったものは多世代が住み暮らしていくれるがゆえに伝統も文化も、あるいはその中に含まれる食も料理も引き継がれるということなので、それが農村のいいところなんだといったことも少し考えていただければありがたいかなと思います。

それからもう一つは、ここにも書いてありますが、防災関係と情報通信基盤の整備ということなんです。実は昨年我が町は大水害に遭いましたが、携帯電話の不感地帯であったため、大変な苦労と住民不安を与えました。この点は生活環境の整備とイコールになるんだということも理解していただけるとありがたいと思います。今農村の側で、災害が起こってからさらに意見が上がってまいりましたけれども、携帯がきかないというのは救援にいくにも避難させるにも大変難しいということになりますので、できれば強く言っていただいて、支援をいただきたいと思っているということでございます。

それから、グリーンツーリズムの関係です。前にも申し上げましたけれども、都市と農村とは、その対立ではなくて、交流しなさい、対流しなさいというお話なんですが、これもいろいろなものを考えますときに、先ほどの食品産業との交流につきましても、単なる農村と食品産業の関係が、原料を供給する側、生産する側というだけではなくて、今は中食だとか外食産業がいろいろあります。失礼になるかもしませんが、タマネギがどうやって生産されるのか、ブロッコリーはどういうところでどうなっているのかというのがわからない人が店頭に立って売っているということなので、原料を入れたり出したりというのではなくて、食品産業の方々も農村へ食料を研修に行くんだというぐらいの連携というんでしょうか、そういう人的にも物的にも対流していく、交流していくといったことを進めていくべきではないか。そういうことを食品産業の皆様方も十分考えてほしい。また、そういう支援も一緒になってやっていかないと、外国産と国産を競争させればいい、その知恵比べをすればいいということでは、農村や農業が足腰の強いものになっていかないのではないか。国民的議論ということをしょっちゅう言われておりますが、もっと農村を必要とするなら、農村を学ぼうとする方向へ導く政策というものが大切なのではないかと私は思っております。

何点か申し上げましたけれども、もし含みを持たせていただけるならば、あるいはもう少し強く記載していただけることがあれば、お願いしたいということでございます。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

そのほかにいかがでございましょうか。全般を通してでも結構あります。遠慮していただかなくて結構ですので。よろしいでしょうか。

関連する議論はもう既にかなりされているような感じもいたしますが、それでは今の杉本委員のご発言について何かございますでしょうか。

○今井企画評価課長　　いただいた意見をなるべく反映させる方向で原案をつくりていきたいと思います。

○川村農村振興局長　　農村振興局長でございますけれども、今の杉本委員の質問に関連して、私どもの動きもちょっと報告しておこうと思います。

1つは、今度、山村振興法がこの3月で切れまして、また延長いたしますけれども、その中で内容の充実をするんですけれども、特に先ほど申されました鳥獣害の関係についての配慮規定を入れ込むべきだというご意見が結構ございまして、それを入れるということで今、調整中でございます。そして、実際の具体的な施策としても、これは現地ではかなり大変な問題になっていますので、いろいろな補助事業の中にもそういうメニューを入れることとしており、元気づくり交付金の中でも取り組めるような形にしておりますし、私どもがやっている公共事業の中でも、その場整備等と一体になりますけれども、そういうメニューも用意して、これはかなり本格的に取り組んでいきたいと思っておりますので、ちょっと参考までに申し上げます。

同じように、情報通信の問題、特に携帯電話の問題も、国会議員の先生方も大変問題視されております。この問題についても、山村振興法は単に農林水産省だけではなくて、国土交通省、それから総務省等、関係省庁の皆さんに入っていただいて共管でやっておりますことから、その携帯電話の問題につきましても情報通信、特に携帯電話を念頭に置いた配慮規定を拡充する方向で調整することとなっております。総務省等各省にお願いしなくてはいけない部分が多いわけですけれども、我々も窓口としてしっかりやっていきたいと思っております。

それから、グリーンツーリズムについても、その一番の基本は体験型だということろだと思うんです。農作業、林業、それから漁業、こういったものを体験することでまさに都市と農村の交流を進めていく、これがベースになると思います。そういう意味で、この滞在型の体験民宿法を改正しまして、今まで農業者の方と団体が登録できたんですけども、これからはもっと間口を広げて、一般の退職者の方も来られて体験民宿をやられるとか、そういったすそ野を広げるといったこともやっておりますし、今後、特にその体験の中にも、もちろん農作業はありますけれども、伝統的な食とか、そういうことも含めて体験することを通じて、まさに食に対する本当の理解をやっていくということも非常にありますので、私どももこのグリーンツーリズムは農村振興施策の非常に大きな柱だと思っていますので、しっかり力を入れていきたいと思いますので、申し上げておきます。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

そのほか、全体を通して何かございますでしょうか。

なければ、今日の議論を一応閉じたいと思いますが、先ほど安高委員が口火を切られまして、経営安定対策について、その要件等について相当議論があったわけでありますけれども、おそらく経営安定対策につきましては、どうしても要件の問題等に关心が集中していて、全体としての政策の中での位置づけの理解が必ずしも十分にいっていないという状況に対するある意味では警鐘にも先ほど来の議論はなっていたのではないかと私はお聞きしておりました。営農類型の違いも、意見のニュアンスの違いということに反映されている面もあったかと思いますし、そもそも担い手政策と経営安定対策の関係といいますか、それから経営安定対策あるいは担い手政策と担い手をつくり出していく農地制度の関係等々、これは一つの全体として大きな政策の体系となっているわけですので、そういうことを十分理解していただくということがやはり必要だと思います。そういう意味では、かなり激しい議論もあったような気もいたしますけれども、有益な議論であったように私は感じております。

それでは、最後に何か事務局から連絡事項はございますでしょうか。

○今井企画評価課長　　今日意見をいただきました骨子案につきましては、本日から 20 日の日曜日までをパブリックコメントの期間として広く意見を募集することにしておりまして、その結果につきましてはまた整理した上で企画部会に報告したいと思います。

以上です。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

次回でございますが、本日いただきましたご意見等も踏まえ、さらに内容を肉づけした資料に基づいて意見交換を行いたいと思います。事務局には資料の用意をお願いいたします。なお、日時でございますが、2月 22 日火曜日の午後 2 時から（注：2月 24 日（木）午後 1 時 30 分からに変更）、次回は農林水産省の 7 階の講堂（注：郵政公社共用会議室に変更）でございます。場所が異なりますので、お間違いのないようにお願いいたします。

それでは、本日はこれにて閉会いたします。ありがとうございました。

——了——